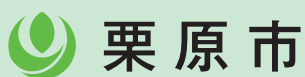


栗原市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月



ごあいさつ

栗原市では、市政運営の理念として「市民が創る くらしたい栗原」を掲げ、その実現に向け、歩みを進めてまいりました。そして、もっと前進していくために「新たな7つの成長戦略」を掲げ、その目標達成に向け、様々な事業を進めております。

子どもや子育て世代に関連する戦略の1つに、『「子育ては栗原で」をスローガンに、若者の人口を1千人増やします』を掲げております。



「子は何ものにも優る宝である」との考えのもと、栗原市の将来を担う子どもたちが健やかに成長していけるよう、子育て支援事業の一層の充実を図るとともに、若者世代の定住促進に向けた各種施策を推進いたしております。

2つ目として、『幼稚園の3年保育の実現と、保育所入所の待機児童をゼロにします』を掲げております。幼稚園・保育所一体型の施設整備を進め、幼稚園の3年保育の実現を図るとともに、待機児童の解消を図るための保育所の施設改修や、低年齢児の保育を行っている認可外保育所への支援などを進めております。

しかし、少子化が進み、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会経済情勢の変化や、ワーク・ライフ・バランスという、新しい生き方や働き方の考えなどが加わり、それぞれの環境に合った子育てを、社会全体で支援する重要性は増しております。

このたび、栗原市では、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実、地域の子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援3法」が制定されたことに基づき、「栗原市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。本計画では、子ども・子育て支援の質・量の充実を図るとともに、安心して子どもを産み育てる環境や、すべての子どもが健やかに成長できるまちづくりを推進することとしております。

将来を担う子どもたちを育むためには、本計画の推進を図っていくことはもちろんですが、市民のみなさまの、家族、職場、地域など、それぞれの立場からの子育て家庭への支えや応援が不可欠であります。市民のみなさまの一層の御理解と御支援をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重な御意見や御提言、御尽力をいただきました多くの方々に心から御礼を申し上げます。

平成27年3月

栗原市長 佐藤 勇

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景 -これまでの国の施策-	1
2 計画策定の趣旨	2
3 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要	3
(1) 子ども・子育て支援給付	3
(2) 保育の必要性の認定区分	3
(3) 地域子ども・子育て支援事業	4
(4) 制度の対象となる子ども	4
4 計画の位置づけ	5
(1) 根拠となる法令、関連計画との関係	5
(2) 「栗原市次世代育成支援行動計画(後期計画)」との関係	6
5 計画の期間	8
6 計画の策定体制	8
(1) 栗原市子ども・子育て会議等による協議	8
(2) 就学前児童及び小学生アンケート調査の実施	10
第2章 栗原市の子ども・子育てを取り巻く環境	11
1 人口・世帯・人口動態・子どもの人数等	11
(1) 総人口・年齢構成・人口の推移	11
(2) 世帯の状況	13
(3) 自然動態・社会動態・出生の状況	14
(4) 就労の状況	15
(5) 子どもの人数	16
2 教育・保育の状況	17
幼稚園・保育所の設置状況、利用状況	17
3 地域子ども・子育て支援事業の状況	19
(1) 地域子育て支援拠点事業	19
(2) 妊婦健康診査事業	20
(3) 乳児家庭全戸訪問事業	20
(4) 養育支援訪問事業	21
(5) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	21
(6) 一時預かり事業	22

(7) 延長保育事業	22
(8) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	22
4 アンケート調査の結果概要	23
(1) 保護者の就労状況	23
(2) 育児休暇の取得	25
(3) 教育・保育事業の利用	26
(4) 子どもが病気やケガのときの対応	29
(5) 不定期の教育・保育事業の利用	31
(6) 小学校の放課後を過ごさせたい場所	32
(7) 家庭の子育て、地域の子育て環境	33
5 栗原市の子ども・子育て支援の課題	35
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	37
1 基本理念	37
2 基本方針	38
第4章 教育・保育提供区域の設定	40
1 教育・保育提供区域の定義	40
2 教育・保育提供区域の設定	41
第5章 教育・保育施設の需要量及び確保の方策	43
1 「量の見込み」と「確保の内容」について	43
2 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容	44
(1) 1号認定(幼稚園)	44
(2) 2号認定 教育希望／保育あり	48
(3) 3号認定 1-2歳／0歳	49
3 教育・保育の一体的提供の推進(認定こども園について)	50
第6章 地域子ども・子育て支援事業	52
1 地域子ども・子育て支援事業の提供	52
(1) 利用者支援事業	52
(2) 地域子育て支援拠点事業	53
(3) 妊婦健康診査事業	54
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	55
(5) 養育支援訪問事業	56
(6) 子育て短期支援事業	57

(7) ファミリーサポートセンター事業(子育て援助活動支援事業):就学児対象	58
(8) 一時預かり事業	59
(9) 延長保育事業	61
(10) 病児保育事業(病児・病後児保育)	62
(11) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	63
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	67
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	67
第7章 次世代育成支援に関わる施策	68
第8章 計画の推進体制	71
1 関係機関等との連携	71
2 計画の達成状況の点検・評価	72
資料編	73
栗原市子ども・子育て会議条例	73
栗原市子ども・子育て推進会議設置規程	75
栗原市子ども・子育て会議 委員名簿	78
用語解説	79

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景 -これまでの国の施策-

平成2年の「1.57 ショック^{*}」を境に国の少子化対策が本格化し、平成6年12月、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」が発表され、以後10年間の子育て支援施策の基本的枠組みが示されました。

平成11年12月、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」が策定され、平成16年度を目標に新たな少子化対策が推進されました。

平成15年7月には、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、成長する社会を形成するために、「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」が制定され、新たな取り組みが展開されることとなりました。

しかし、少子化の進行が止まらなかったことから、それまでの子どもを生き育てる側の視点を中心とする取り組みに加え、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」という考え方を基本とした、社会全体で子育てを支えながら生活と仕事と子育ての調和を重視する新しい方向性が示されました。

この方向性に沿って、平成19年12月、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現を目指す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が公表され、続いて、平成22年1月に「子ども・子育てビジョン」が少子化社会対策基本法第7条の規定に基づく「大綱」として閣議決定されました。

栗原市においては、「次世代育成支援対策推進法」をうけ、平成17年度から平成21年度までを前期計画、平成22年度から平成26年度までを後期計画として「栗原市次世代育成支援行動計画」を策定し、栗原市の将来を担う子どもたちが健やかに、そして力強く生きていけるまちづくりを推進してきました。

^{*}一人の女性が生涯に生む子どもの数「合計特殊出生率」が、それまでの最低記録の昭和41年を下回る史上最低（当時）となったこと。

2 計画策定の趣旨

平成24年8月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもへの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されることとなりました。しかし、少子化のみならず、子どもを取り巻くさまざまな環境が変化する中、社会全体で子ども・子育てを支援することは、より重要性を増しています。

本計画「栗原市子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て関連3法」をうけ、栗原市において、「子ども・子育て支援の質・量の充実」を核に、安心して子どもを産み育てる環境や、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的として策定するものです。

子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布）

- ・子ども・子育て支援法
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）
- ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記2法による児童福祉法等の改正）



平成27年4月施行



新制度の開始

3 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

平成 27 年度から始まる制度において、市町村は「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を実施することになります。

(1) 子ども・子育て支援給付

種 類	対象事業
(ア)施設型給付 ※	幼稚園、保育所、認定こども園
(イ)地域型保育給付 ※	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
(ウ)児童手当	—

※(ア)施設型給付、(イ)地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定(認定区分)した上で給付。(子ども・子育て支援法第19条)

(2) 保育の必要性の認定区分

新制度では、保護者の就労状況等により教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、市町村が認定を行います。この認定区分に応じて、教育・保育施設等（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育）の利用先が決まっていきます。

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし(学校教育)	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園、地域型保育

(子ども・子育て支援法第19条)

(3) 地域子ども・子育て支援事業

市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施することとされています。

	事業名
①	利用者支援事業【新規事業】
②	地域子育て支援拠点事業
③	妊婦健康診査事業
④	乳児家庭全戸訪問事業
⑤	養育支援訪問事業
⑥	子育て短期支援事業
⑦	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)
⑧	一時預かり事業
⑨	延長保育事業
⑩	病児保育事業(病児・病後児保育)
⑪	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規事業】

【新規事業】=新制度による新規の事業 (子ども・子育て支援法第59条)

(4) 制度の対象となる子ども

0歳	1～5歳	6～11歳	12～17歳
乳児期	幼児期	小学生	中学生以上
幼児期の学校教育・保育			
地域子ども・子育て支援事業 (右記・下記以外)		地域子ども・子育て支援事業 「放課後児童クラブ(放課後児童 健全育成事業)」	
地域子ども・子育て支援事業「利用者支援事業」「養育支援訪問事業」			
子ども・子育て支援法における「子ども」とは、 十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者(第6条)			

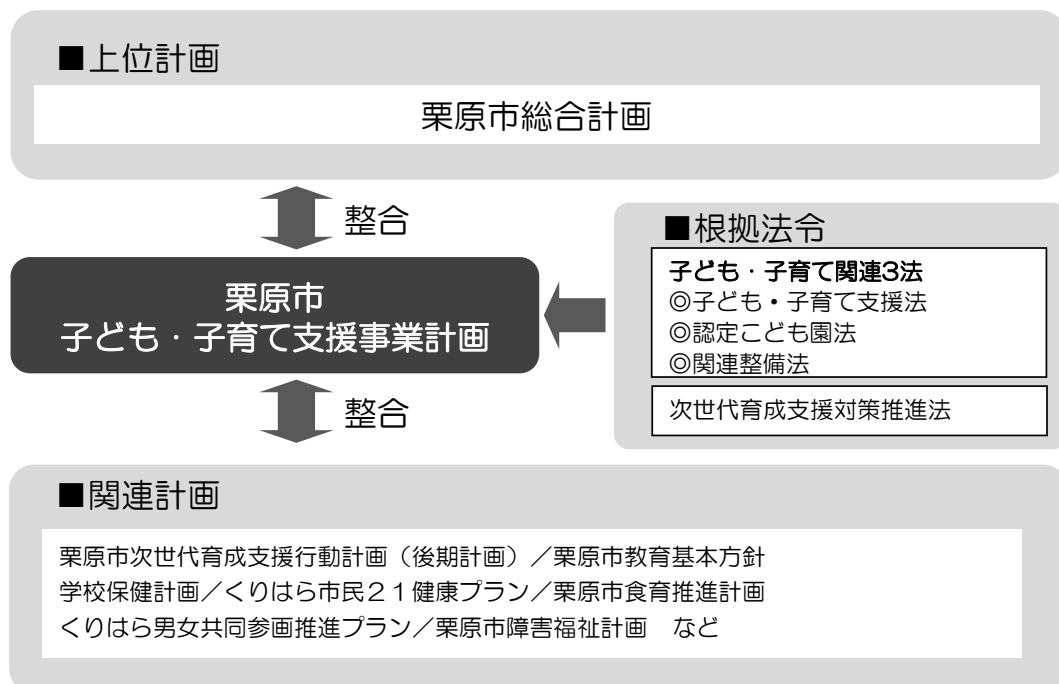
4 計画の位置づけ

(1) 根拠となる法令、関連計画との関係

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものであり、また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としても位置づけ、栗原市の子どもと子育て家庭を対象として、市が今後進めていく施策の方向性・目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども、子育て、親の育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」「質の高い教育・保育の総合的な提供」を目指すものです。

「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を根拠法令とし、「栗原市次世代育成支援行動計画」等の関連計画における取り組み及び上位計画となる栗原市総合計画と整合性を持ったものとして策定しています。



(2) 「栗原市次世代育成支援行動計画（後期計画）」との関係

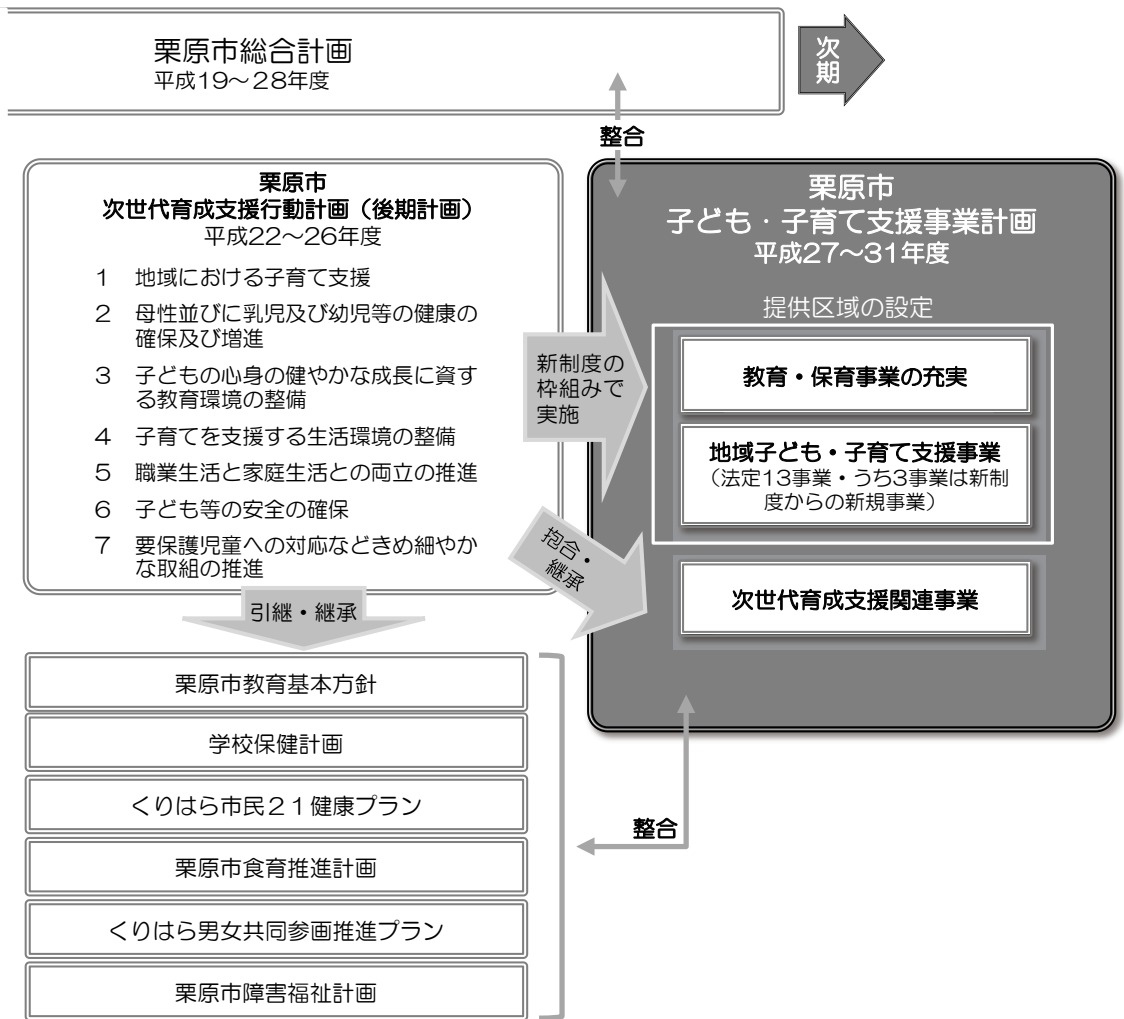
次世代育成支援対策推進法は、平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間の時限法として成立しました。その後、合計特殊出生率は持ち直しがみられたものの、出生数自体は依然として減少傾向が続いており、社会全体でワーク・ライフ・バランスの浸透、女性が就労の場で活躍できる取組みの促進、企業の仕事と子育ての両立のための環境整備などを推進することが必要となっています。

こうした状況から、次世代育成支援対策推進法を延長・強化するため、法律の有効期限を平成 36 年度末まで 10 年間延長することや、事業主の特例認定制度の創設などを盛り込んだ次世代育成支援対策推進法の一部改正が行われました。

また、改正推進法と同時に、母子寡婦法（母子及び寡婦福祉法、後に母子及び父子並びに寡婦福祉法に改称）、児童扶養手当法の一部改正が行われ、母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実を図ることになります。これら 3 つの改正法は平成 26 年 4 月に公布されました。

一方、新たに制定された子ども・子育て支援法により、都道府県及び市町村において、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられたことは前述のとおりです。これに伴い、平成 26 年度末で計画期間が完了する次世代育成支援行動計画は、改正推進法に基づき、法定計画から各自治体の努力規定（策定は任意）に変更されています。

栗原市においては、「栗原市次世代育成支援行動計画（後期計画）」は当初の予定通り平成 26 年度末をもって終了とし、栗原市総合計画、学校保健計画、栗原市食育推進計画等の計画にて実施を引き継ぐこととし、それら関連計画にて取り扱いのない事業・施策のうち継続実施するものについては本計画にて抱合・継承していくこととします。



5 計画の期間

本計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえた見直しを行ったうえで、新たに次期5年間の計画を策定します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度～
本計画	→					
					見直し	
次期計画					策定	→

6 計画の策定体制

(1) 栗原市子ども・子育て会議等による協議

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「栗原市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。また、計画及び施策の推進に関わる庁内関係部局の密接な連携を図るため「栗原市子ども・子育て推進会議」「栗原市子ども・子育て推進会議ワーキングチーム会議」を設置し、策定作業を進めました。

意見、要望



■栗原市子ども・子育て会議

【役割】

- 子ども・子育て支援法第77条第1項に掲げる事務を処理する。
- 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べる。
- 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べる。
- 市子ども・子育て支援事業計画に関し意見を述べる。
- 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する。

【委員構成】

- 下記に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員16人以上をもって組織する。
- 子どもの保護者
- 事業主を代表する者
- 労働者を代表する者
- 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- その他市長が適当と認める者

【開催頻度】

- ・年2回～3回

■栗原市子ども・子育て推進会議

【役割】

- ・事業計画の策定に関すること。
- ・栗原市子ども・子育て会議の意見及び要望の聴取等に関すること。
- ・事業計画に関連する施策の調整及び推進に関すること。
- ・その他事業計画の策定に関し必要なこと。

【委員構成】

- 市民生活部長を会長、市民生活部次長を副会長とし委員は下記の者。
- ・総務部総務課長
- ・総務部危機対策課長
- ・企画部企画課長
- ・企画部市民協働課長
- ・市民生活部社会福祉課長
- ・市民生活部子育て支援課長
- ・市民生活部健康推進課長
- ・産業経済部産業戦略課長
- ・建設部建設課長
- ・教育部学校教育課長
- ・教育部社会教育課長

【開催頻度】

- ・栗原市子ども・子育て会議の開催状況に合わせ、必要に応じて開催。

■栗原市子ども・子育て推進会議ワーキングチーム会議

【役割】

庁内関係部局及び関係機関の密接な連携を図るとともに、所掌事務に係る具体的な事項の検討及び調査を行う。

【委員構成】

下記部署に属する者であつて、かつ、当該部署から推薦された者。

- ・総務部総務課
- ・総務部危機対策課
- ・企画部企画課
- ・企画部市民協働課
- ・市民生活部社会福祉課
- ・市民生活部子育て支援課
- ・市民生活部健康推進課
- ・産業経済部産業戦略課
- ・建設部建設課
- ・教育部学校教育課
- ・教育部社会教育課

【開催頻度】

- ・栗原市子ども・子育て会議及び栗原市子ども・子育て推進会議の開催状況に合わせ、必要に応じて開催。



調整、推進結果報告



検討、調査結果報告

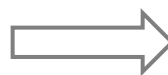
■関係課打合せ会

【役割】関係課間の調整や情報共有等

【関係課】

- ・教育部学校教育課
- ・教育部社会教育課
- ・市民生活部子育て支援課

【開催頻度】必要に応じて開催。



情報提供

■事務局：市民生活部子育て支援課

【役割】

- ・各会議の開催や運営
- ・関係機関の調整
- ・その他会議の庶務

(2) 就学前児童及び小学生アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見や生活実態と、計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ることを目的に、アンケート調査を実施しました。

○調査名： 子ども・子育てに関するアンケート調査

○調査対象： 1. 未就学児童の保護者 1,000人
2. 小学生児童の保護者 1,000人

○調査期間： 平成25年10月23日～11月15日

○調査方法： 栗原市民生委員児童委員により対象者へアンケート調査票の配布及び回収

○配布・回収状況：

種 別	配布数	回収数	回収率
就学前児童	1,000人	921人	92.1%
小学生児童	1,000人	925人	92.5%

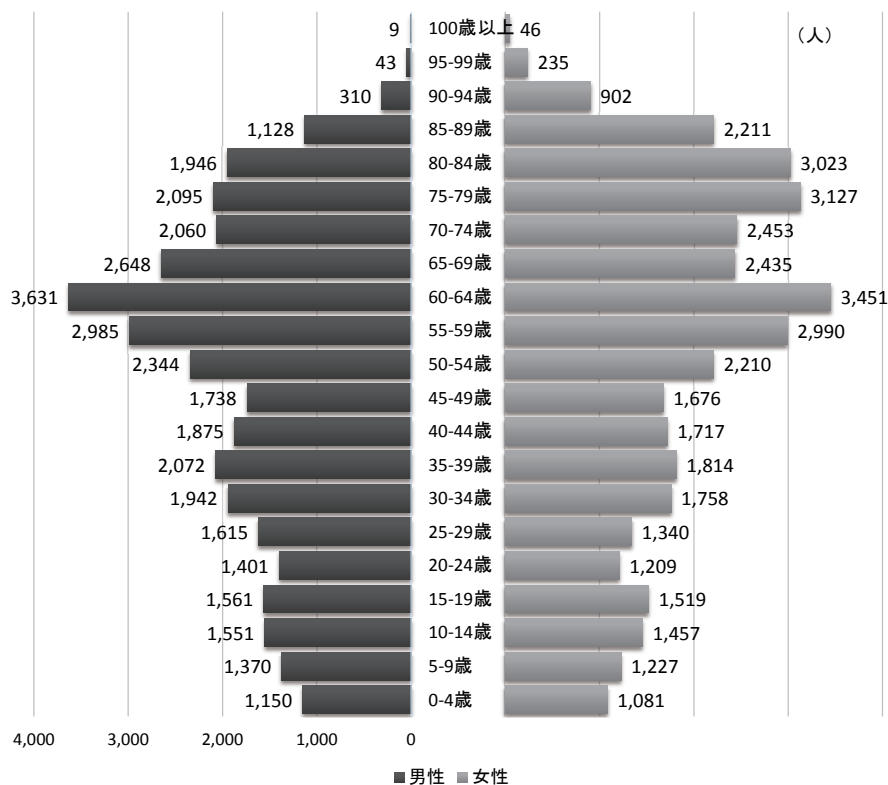
第2章 栗原市の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯・人口動態・子どもの人数等

(1) 総人口・年齢構成・人口の推移

栗原市の平成26年3月31日における総人口は73,355人（男性35,474人、女性37,881人）となっています。年齢構成では第1次ベビーブーム世代を含む60代前半が多く、そのジュニア世代にあたる30代もその前後の世代に比べて多くなっています。19歳以下では年齢層が低くなるに従い人口が少なくなっています。

◆栗原市の人口ピラミッド

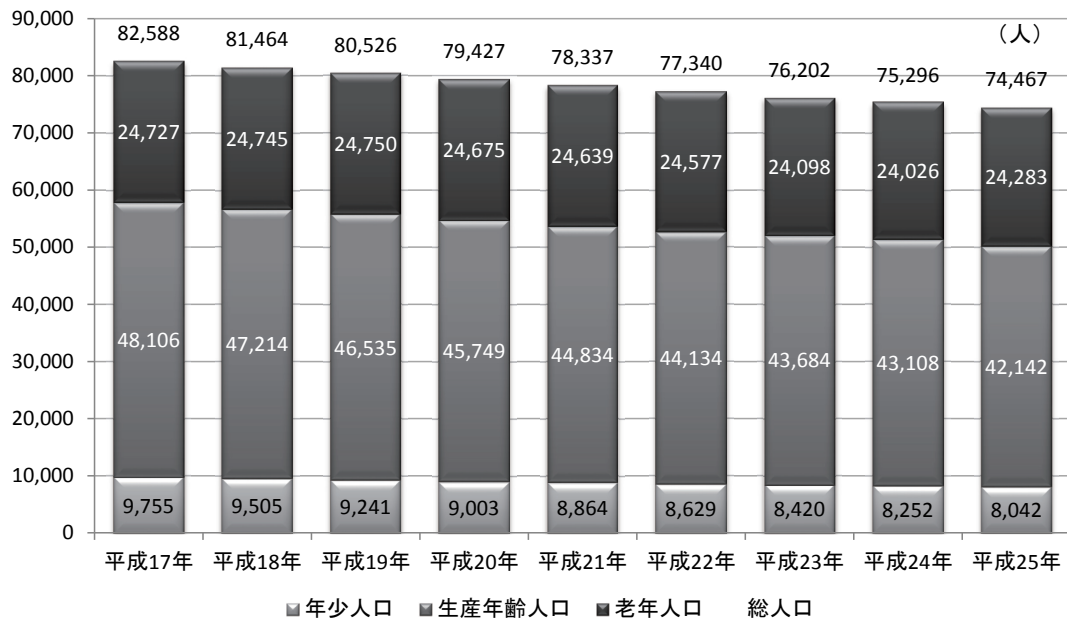


(住民基本台帳 平成26年3月31日)

第2章 栗原市の子ども・子育てを取り巻く環境

総人口は平成17年～25年の間で82,588人から74,467人に減少しています。年齢3区分別に人口の伸び率をみると、平成17年に対して平成25年は、生産年齢人口(15～64歳)では12.4%減少、年少人口(0～14歳)では17.6%減少であるのに比べ、老年人口(65歳以上)では1.8%の減少となっています。相対的に高齢化が少しずつ進行している状態です。

◆総人口の推移(年齢3区分別)

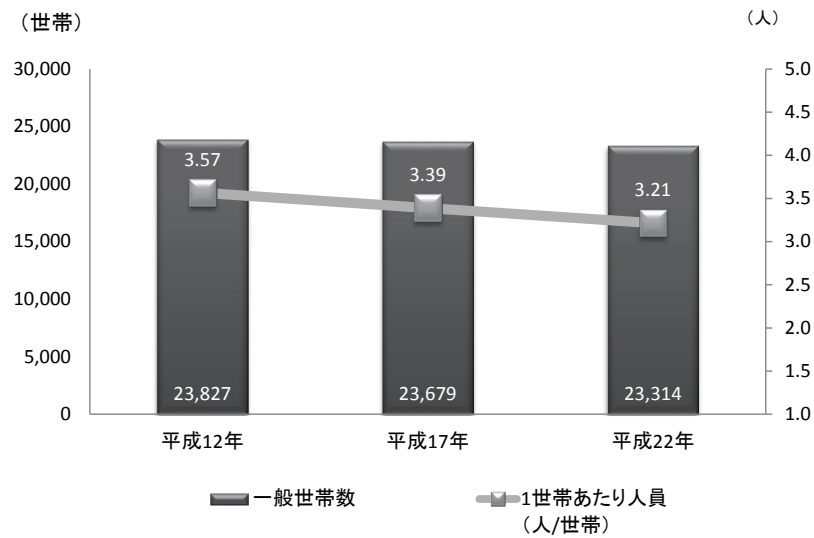


(住民基本台帳人口 各年4月1日)

(2) 世帯の状況

一般世帯数及び1世帯あたりの人員は微減の傾向です。10年間で核家族化が進行しています。

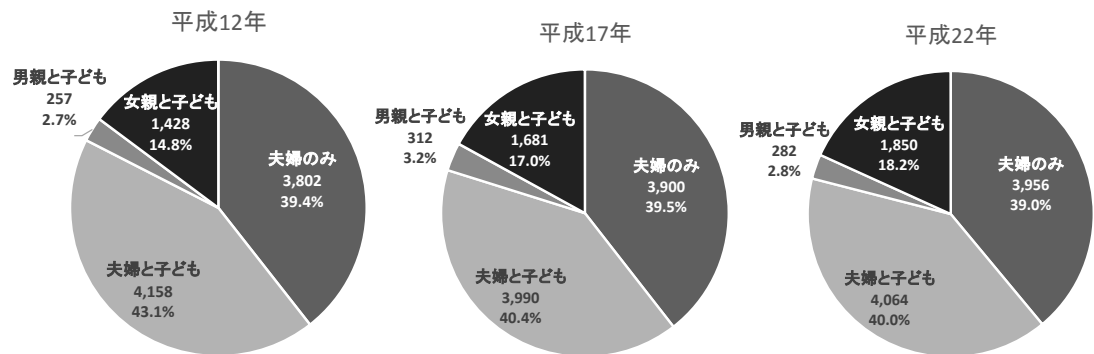
◆世帯数及び1世帯あたり人員の推移



(国勢調査)

平成12～22年の核家族世帯の家族構成の推移では「女親と子ども」の比率がこの10年間で3.4ポイント増加し、ひとり親(母子)家庭が微増傾向にあることがわかります。

◆核家族世帯の構成比

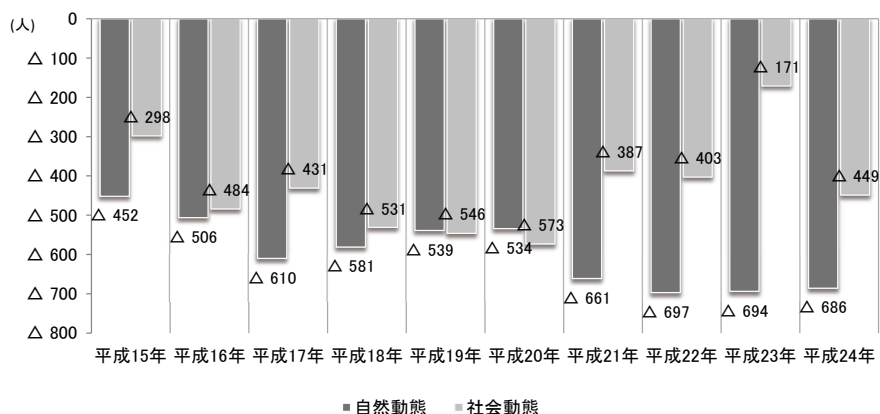


(国勢調査)

(3) 自然動態・社会動態・出生の状況

自然動態（出生－死亡）、社会動態（転入－転出）とも、年度による大小はあるものの平成15年以降マイナスで推移しています。傾向としては社会動態のマイナスよりも自然動態のマイナスの方が大きくなっています。平成23年、一時的に社会動態のマイナスが少なくなっているのは東日本大震災による影響も考えられます。

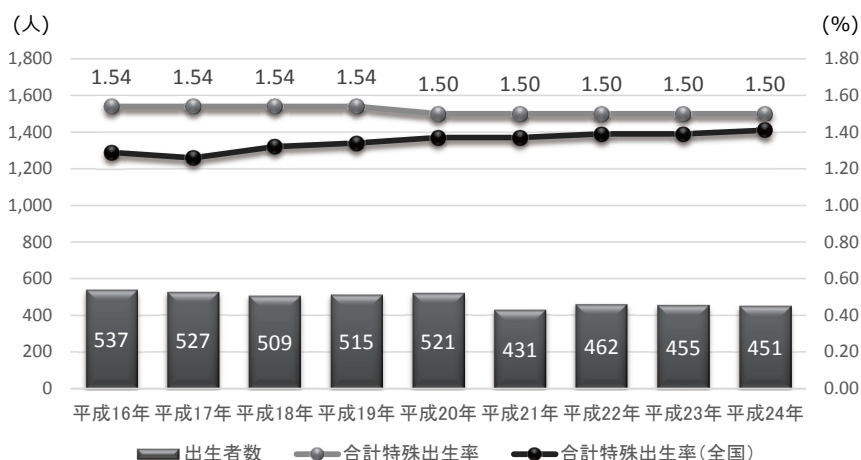
◆自然動態・社会動態の推移



(住民基本台帳)

出生数は平成21年に前年よりも90人少ない431人となって以降500人を割り込んでいますが、合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）はほぼ横ばいで各年度全国平均を上回っています。

◆出生数・合計特殊出生率

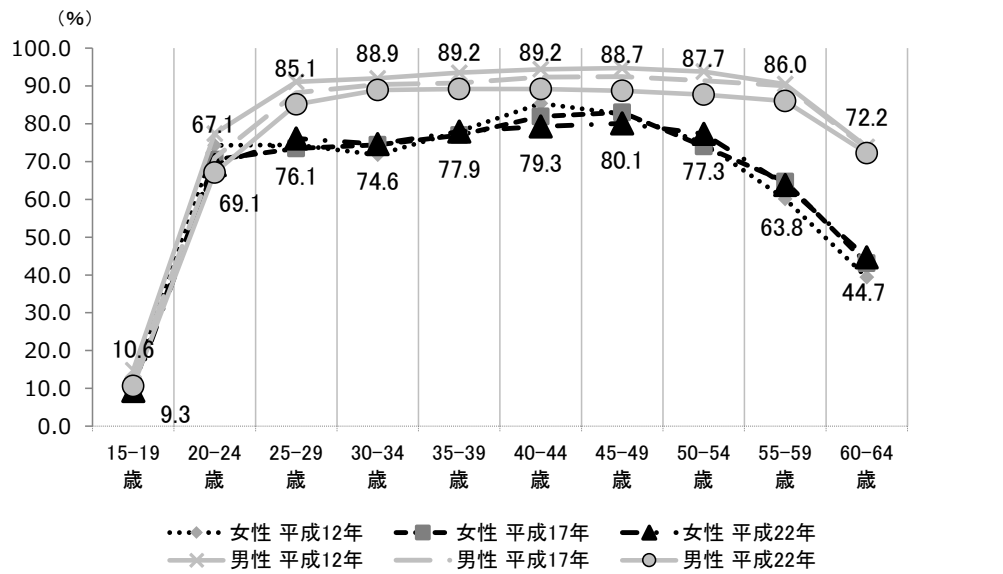


(住民基本台帳・人口動態統計特殊報告)

(4) 就労の状況

女性の就業率が、20代でピークに達し、30代の出産・育児期に落ち込み、子育てが一段落した40代ごろから再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」がほとんどみられません。女性の就業率は10年前からすでに高く、現在もほとんど変わっていないことがわかります。

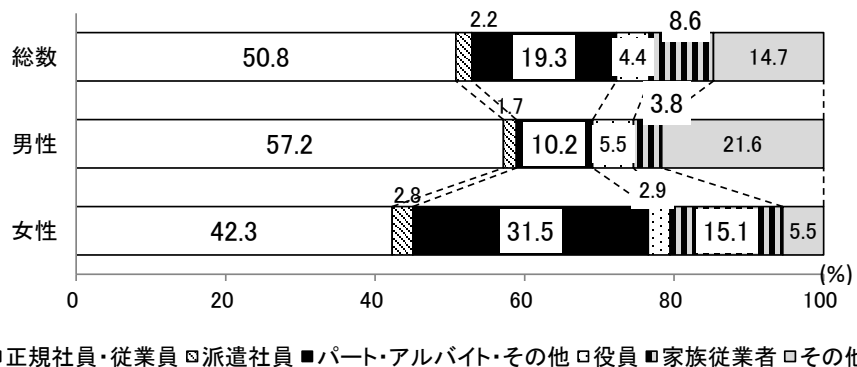
◆年齢別就業率の推移



(国勢調査)%数値表示は平成22年

女性は「パート・アルバイト・その他」「派遣社員」「家族従業者」の割合が男性よりも高く、特に「パート・アルバイト・その他」が3割以上を占めています。出産・育児期にも就労を続ける率が高い要因の一つと思われます。

◆従業上の地位別従業者数の割合



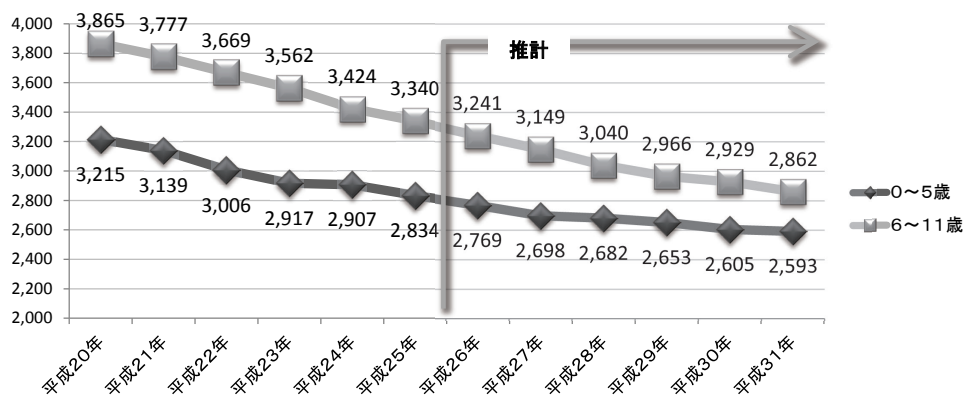
(平成22年国勢調査)

(5) 子どもの人数

0歳～11歳の子どもの将来の人口について、平成20年から平成25年の1歳年齢ごと男女別人口をもとに推計した結果は以下のとおりとなります。本計画の年度中(平成27～31年度)にかけて児童人口が減少していくと予想されます。0歳～5歳(未就学児)よりも6歳～11歳(小学生)の減少幅が大きくなる予想です。

◆11歳以下児童、将来推計人口

	実績						推計					
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
0歳	505	489	433	442	460	432	451	410	422	420	406	422
1歳	514	527	492	444	461	463	443	461	420	432	429	416
2歳	514	515	525	489	448	464	464	444	462	422	434	430
3歳	532	508	517	517	497	451	464	465	445	465	423	435
4歳	561	532	510	510	530	493	452	465	466	447	465	424
5歳	589	568	529	515	511	531	495	453	467	467	448	466
0～5歳計	3,215	3,139	3,006	2,917	2,907	2,834	2,769	2,698	2,682	2,653	2,605	2,593
6歳	628	593	571	530	510	516	532	496	454	468	469	449
7歳	607	634	588	567	542	508	517	533	498	456	469	470
8歳	654	602	637	587	563	543	507	517	532	497	456	468
9歳	623	653	601	634	587	563	542	506	516	531	496	455
10歳	671	625	645	596	630	584	560	538	503	513	528	493
11歳	682	670	627	648	592	626	583	559	537	501	511	527
6～11歳計	3,865	3,777	3,669	3,562	3,424	3,340	3,241	3,149	3,040	2,966	2,929	2,862
0～11歳計	7,080	6,916	6,675	6,479	6,331	6,174	6,010	5,847	5,722	5,619	5,534	5,455



(実績値は住民基本台帳 各年度4月1日)

2 教育・保育の状況

幼稚園・保育所の設置状況、利用状況

市内には現在、私立2か所、公立15か所の幼稚園があります。施設数は平成24年度に公立幼稚園が2か所閉園し、さらに、平成25年度に公立幼稚園が5か所閉園しています。

◆幼稚園の設置状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
施設数	24	24	24	22	17
私立	2	2	2	2	2
公立	22	22	22	20	15

◆幼稚園の利用状況(入園者数)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
定員数	1,695人	1,695人	1,695人	1,675人	1,555人
3歳	94人	94人	99人	116人	141人
4歳	281人	277人	268人	271人	295人
5歳	459人	442人	414人	420人	424人
利用状況合計	834人	813人	781人	807人	860人

(各年度4月1日)

市内の保育所は全て公立で、現在 14 か所の施設があります。施設数は平成 21 年度以降変わっていません。

◆保育所の設置状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
施設数	14	14	14	14	14
私立	0	0	0	0	0
公立	14	14	14	14	14

◆保育所の利用状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
定員数	910 人	920 人	930 人	930 人	920 人
0歳	108 人	103 人	106 人	111 人	133 人
1歳	199 人	196 人	193 人	205 人	207 人
2歳	237 人	243 人	217 人	207 人	227 人
3歳	223 人	224 人	234 人	219 人	188 人
4歳	152 人	158 人	153 人	168 人	138 人
5歳	70 人	68 人	60 人	59 人	69 人
利用状況合計	989 人	992 人	963 人	969 人	962 人

(各年度3月31日)

市内で、認可外保育所 1 か所が平成 22 年 1 月に開園しています。

◆認可外保育施設の利用状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
定員数	0 人	40 人	40 人	40 人	40 人
0歳	0 人	1 人	2 人	1 人	2 人
1歳	0 人	3 人	5 人	10 人	6 人
2歳	0 人	1 人	3 人	7 人	6 人
3歳	0 人	1 人	2 人	2 人	4 人
4歳	0 人	0 人	0 人	1 人	2 人
5歳	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
利用状況合計	0 人	6 人	12 人	21 人	20 人

(宮城県監査時点での数値当該年10月1日)

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

新制度の「地域子ども・子育て支援事業」で実施される事業のうち、以下は、これまでも栗原市で実施されてきた事業です。各事業の現在までの実施内容・状況は下記のとおりです。

(1) 地域子育て支援拠点事業

誰でも気軽に利用できる子育て支援センターを9か所で実施しており、各センターでさまざまな行事等を行っています。

◆子育て支援センター9か所の名称と利用時間

名 称	利用時間
築館子育て支援センター	月曜日から金曜日、午前9時から午後5時
若柳子育て支援センター	月曜日から金曜日、午前9時から午後5時
栗駒子育て支援センター	水曜日・金曜日、午前9時 30 分から 11 時 30 分
高清水子育て支援センター	月曜日から金曜日、午前9時から午後5時
一迫子育て支援センター	月曜日から金曜日、午前9時から午後5時
瀬峰子育て支援センター	水曜日・金曜日、午前9時 30 分から 11 時 30 分
鶯沢子育て支援センター	月曜日から金曜日、午前9時から午後5時
金成子育て支援センター	月曜日から金曜日、午前9時から午後5時
花山子育て支援センター	第 1・3・5 週木曜日、午前9時 30 分から 11 時 30 分

(2) 妊婦健康診査事業

母子健康手帳別冊に受診票が入っており、14回まで利用できます。宮城県医師会との委託契約により、宮城県内産婦人科医療機関（岩手県一関市産婦人科医療機関）で実施しています。平成26年度には大崎市の助産院と委託契約を締結しました。

委託外医療機関や助産院で妊婦健康診査を受けた場合にも、費用助成しています。

◆これまでの月平均利用者数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	448人	450人	497人	425人	381人

(月平均)

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

訪問指導が必要な乳幼児及び産婦の家庭を保健師、助産師等が訪問し、保健指導や相談を行っています。育児の見通しがわかり、育児不安の軽減を図るため、生後1か月以内の早期訪問に努めています。

◆これまでの訪問数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問数	450人	434人	448人	445人	437人

(年間)

(4) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業と併せて実施しており、養育支援が特に必要と判断される家庭を訪問して保護者の育児、家事等の養育を向上させるための支援を行っています。

◆これまでの実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問家庭数 (母子保健分)	140 件	192 件	126 件	131 件	156 件
訪問家庭数 (児童福祉分)	338 件	404 件	330 件	304 件	361 件

(年間)

(5) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

「くりはらファミリー・サポート事業」として平成19年度から実施しています。協力会員講習会、協力会員ステップアップ講習会及び意見交換会、利用会員及び協力会員募集のための事業周知及び啓発活動、啓発ポスター配布、広報紙掲載、会員向け広報紙発行(年2回発行)などを通じ、会員増加、質の向上を推進しています。

◆これまでの実績(会員数)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
依頼会員数	17 人	32 人	44 人	54 人	58 人
提供会員数	26 人	33 人	39 人	43 人	49 人
両方会員数	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人

(6) 一時預かり事業

市内 10 か所の保育所で、保育所に入所していない就学前までの児童（基本的に生後 6 か月から、一部保育所では生後 4 か月ないし 1 歳から）を対象に一時保育を実施しています。

◆これまでの実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
延利用件数	1,728件	3,366件	3,489件	3,384件	1,913件

(年延べ)

(7) 延長保育事業

現在、市内全ての保育所（14 か所）で通常の時間よりも延長して保育しています（保育料と別に利用料金が必要）。

平成 25 年度から、朝 7 時から 7 時 30 分までの延長保育を実施しています。

◆これまでの実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
平日利用	193件	172件	182件	217件	223件
土曜利用	27件	32件	63件	123件	113件

(年延べ)

(8) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

現在、市内 16 か所で実施しています。

◆これまでの実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数	17 か所	17 か所	15 か所	16 か所	16 か所
登録児童数 (低学年)	433 人	460 人	472 人	484 人	512 人
登録児童数 (高学年)	36 人	57 人	93 人	96 人	119 人

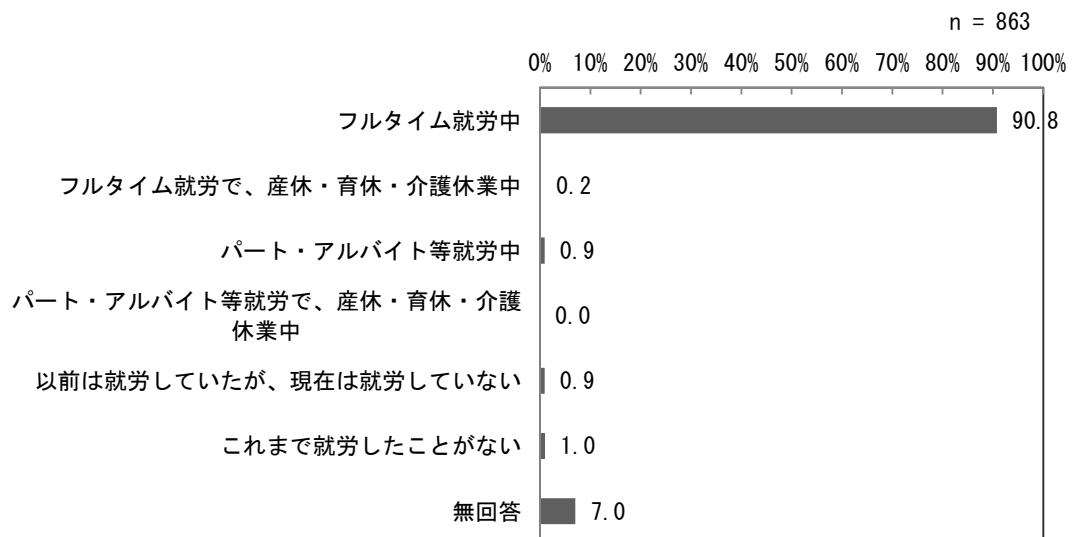
4 アンケート調査の結果概要

本計画の策定にあたり、保護者の子育てに関する意識・意見や生活実態と、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」算出の基礎データを得るため、「子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

(1) 保護者の就労状況

父親の就労状況は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が90.8%と多数を占めています。

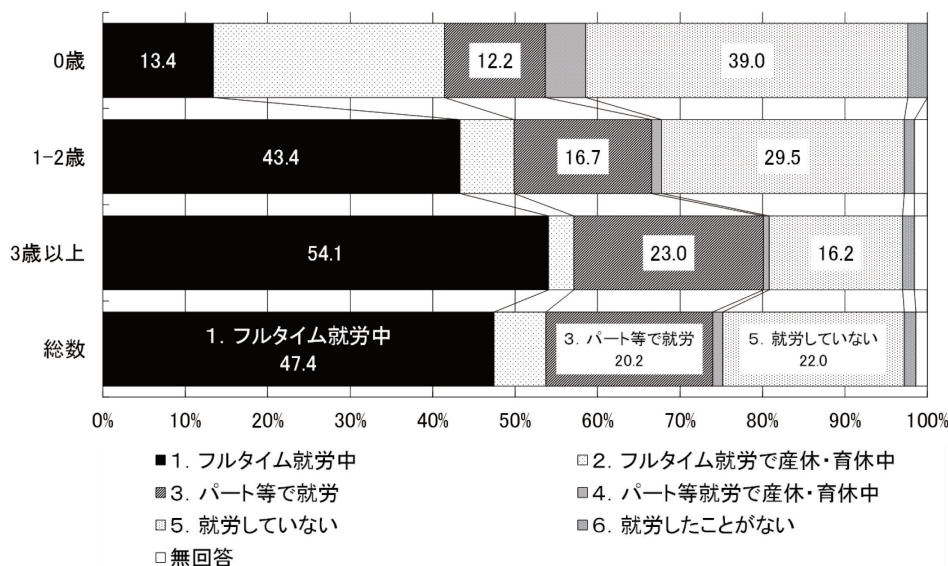
◆父親の就労状況



母親の就労状況は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が47.4%で最も多く、次いで「就労していない」が22.0%、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が20.2%となっています。

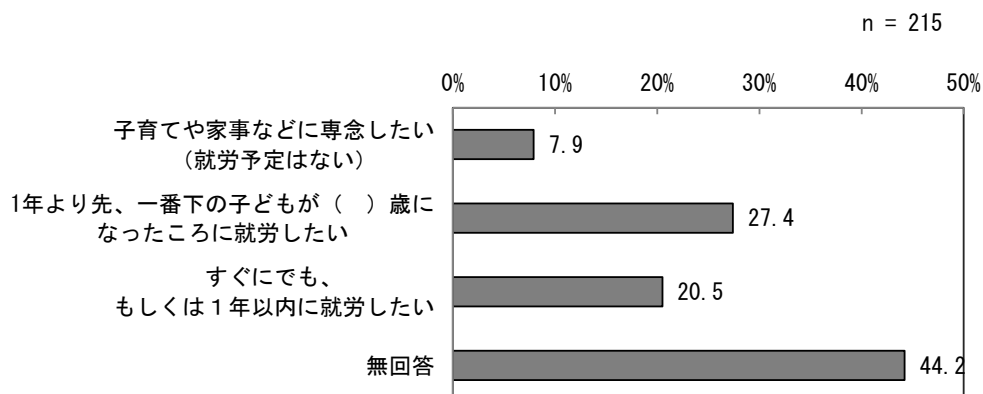
3歳以上ではフルタイム、パート等のいずれでも就労中の率が高くなっています。

◆母親の就労状況



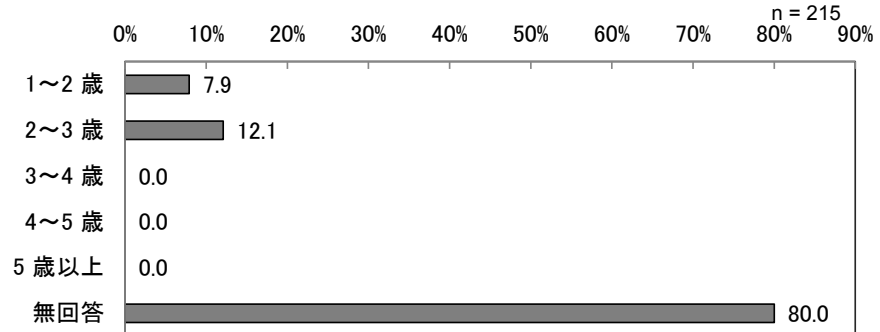
現在就労していない母親の就労意向は、「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」が27.4%で最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が20.5%、「子育てや家事などに専念したい（就労予定はない）」が7.9%となっています。

◆現在就労していない母親の今後の就労意向



就労希望時期の末子の年齢（子どもが 歳になったところ就労したいか）は、1～2歳が7.9%、2～3歳が12.1%となっています。

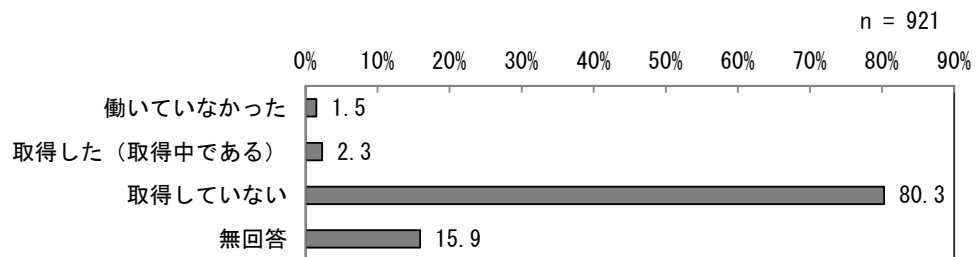
◆母親の就労希望時期(末子の年齢)



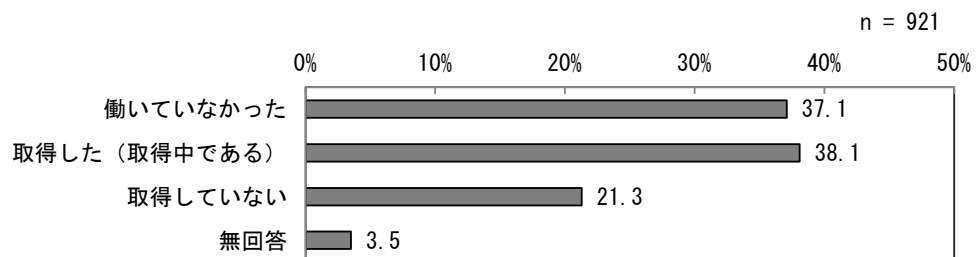
(2) 育児休暇の取得

父親の育児休暇の取得状況は、「取得していない」が80.3%で大半を占めています。母親の育児休暇の取得状況は、「取得した（取得中である）」38.1%で最も多く、次いで「働いていなかった」が37.1%、「取得していない」が21.3%となっています。

◆父親の育児休暇の取得状況



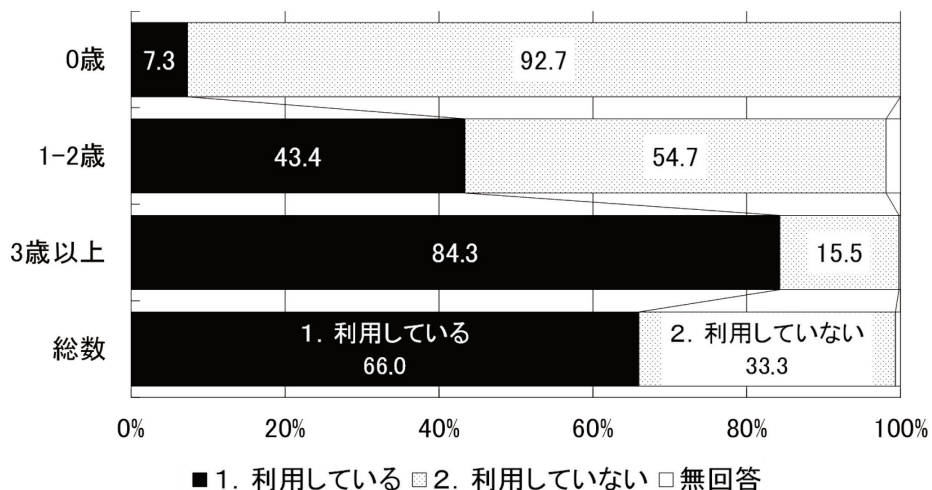
◆母親の育児休暇の取得状況



(3) 教育・保育事業の利用

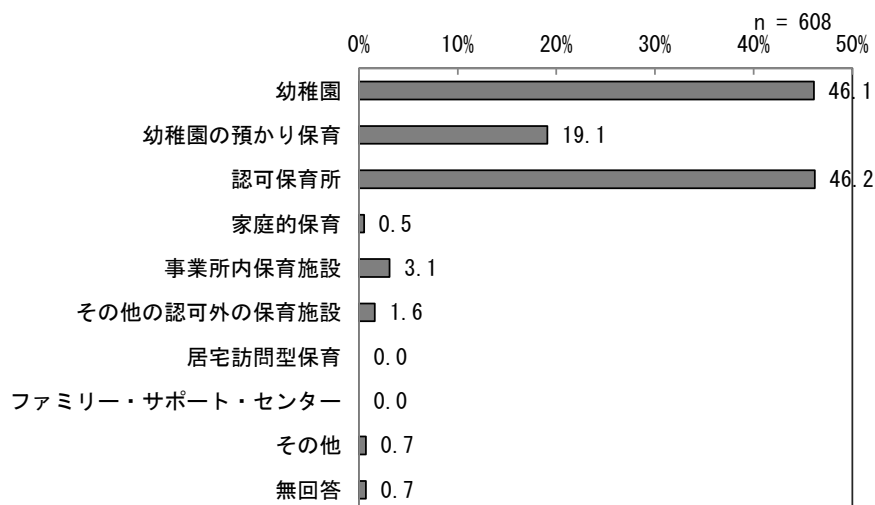
定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が66.0%、「利用していない」が33.3%となっています。子どもの年齢別にみると、3歳以上では「利用している」が84.3%と多数を占めるようになります。

◆平日の定期的な教育・保育事業(幼稚園、保育所など)の利用状況



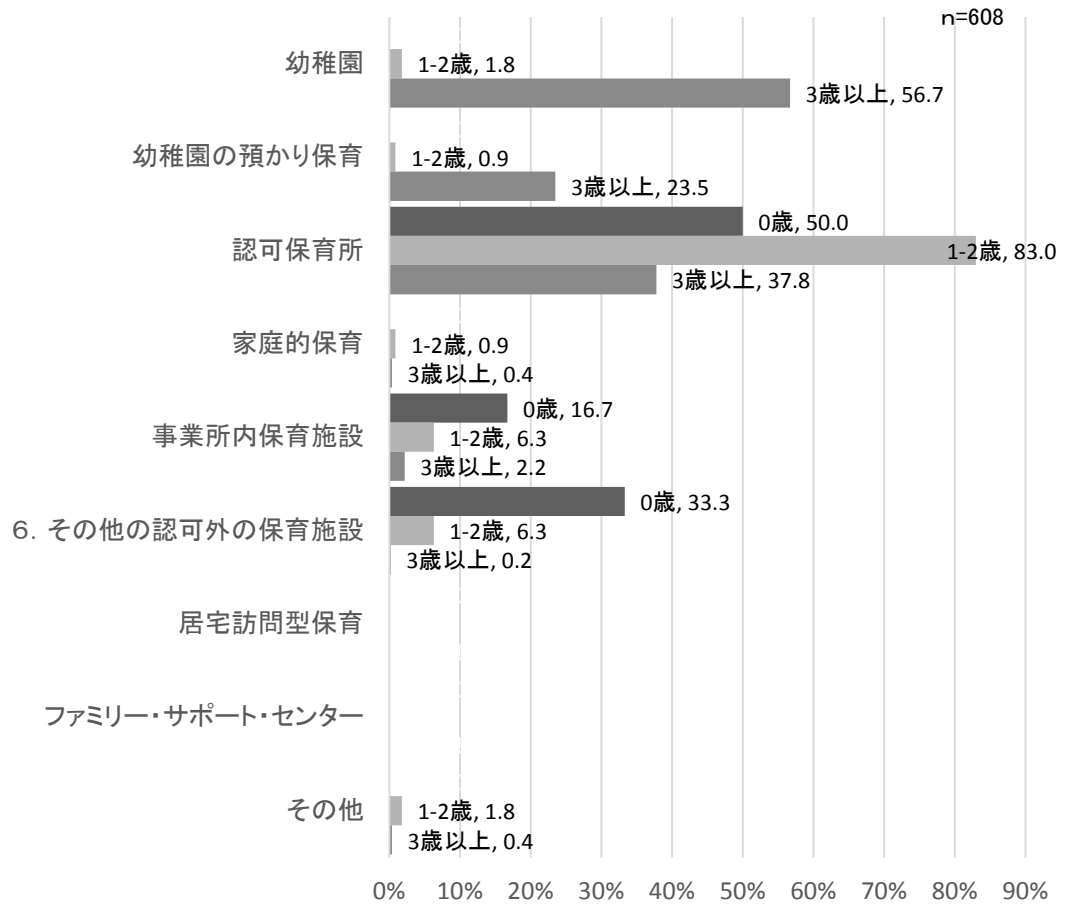
定期的にご利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が46.2%、「幼稚園」が46.1%とほぼ同率で高くなっており、次いで「幼稚園の預かり保育」が19.1%でした。

◆利用している教育・保育事業



子どもの年齢別にみると、3歳以上で37.8%が「認可保育所」となっています。また、0歳児の33.3%が「認可外の保育施設」、16.7%が「事業所内保育施設」となっています。

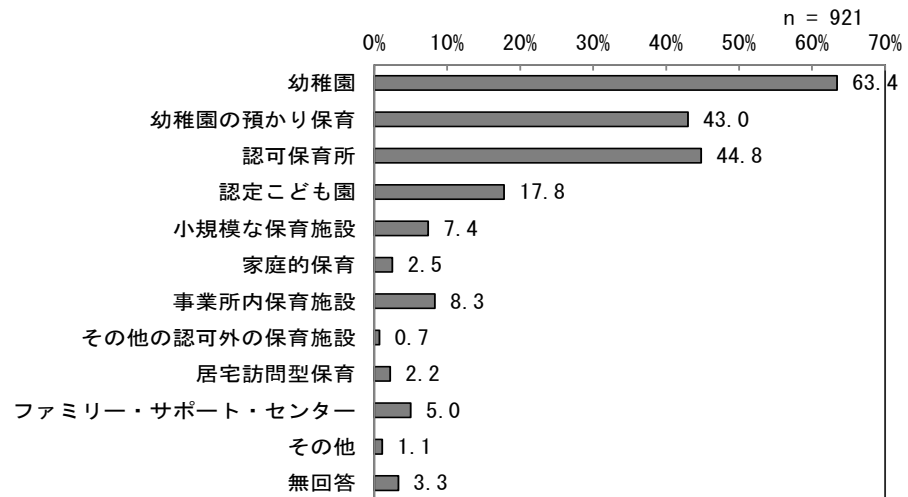
◆利用している教育・保育事業(子どもの年齢別)



(数値等表示ないものは0)

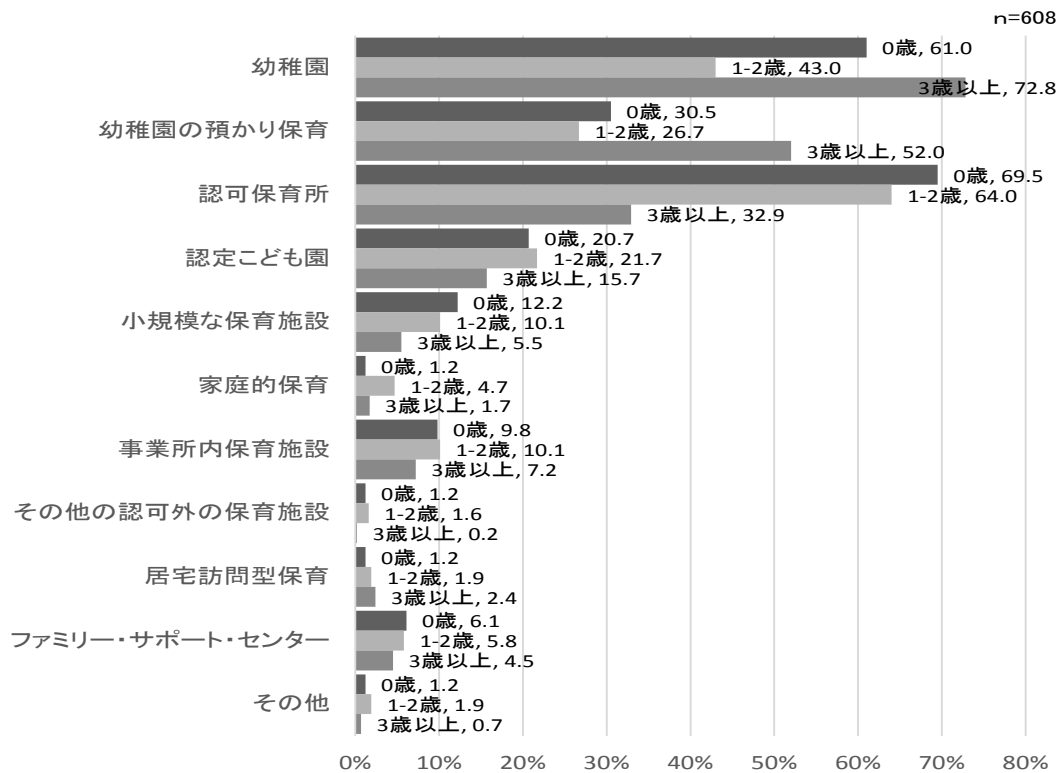
今後、定期的にご利用したい教育・保育事業は、「幼稚園」が63.4%で最も多く、次いで「認可保育所」44.8%、「幼稚園の預かり保育」が43.0%、「認定こども園」が17.8%などとなっています。

◆今後利用したい教育・保育事業



子どもの年齢別にみると、今後、定期的にご利用したい教育・保育事業は、「幼稚園」では3歳以上の保護者、「認可保育所」では0歳の保護者、「認定こども園」では1-2歳の保護者の比率が高くなっています。

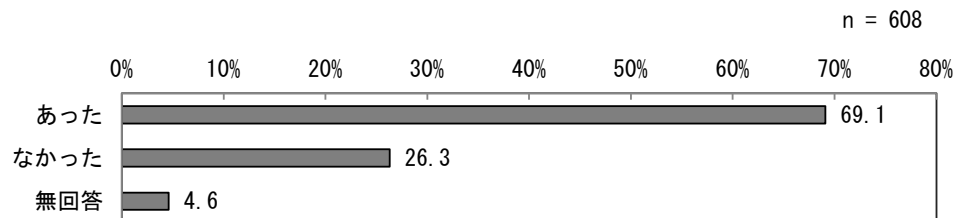
◆今後利用したい教育・保育事業(子どもの年齢別)



(4) 子どもが病気やケガのときの対応

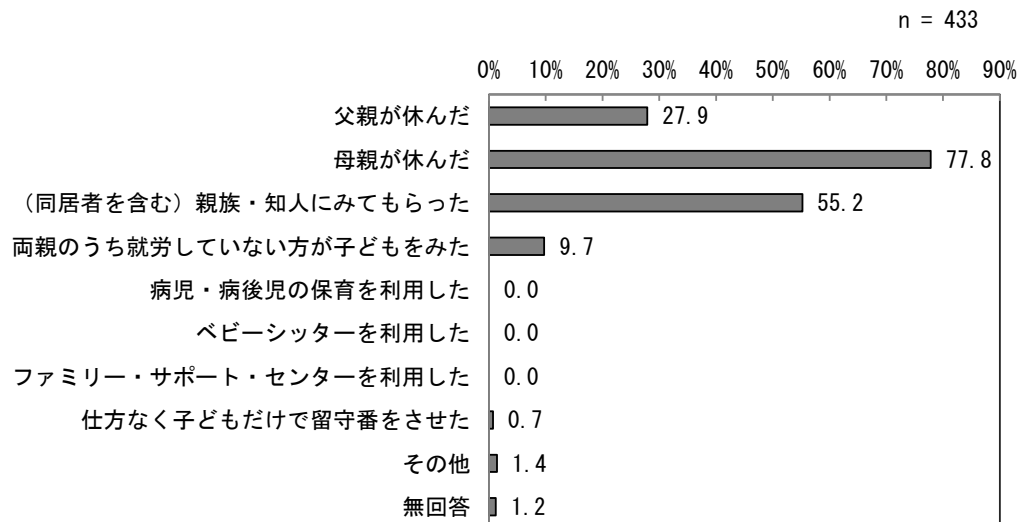
この1年間に子どもの病気やケガで事業を利用できなかったことが、「あった」が69.1%、「なかった」は26.3%となっています。

◆子どもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかった経験



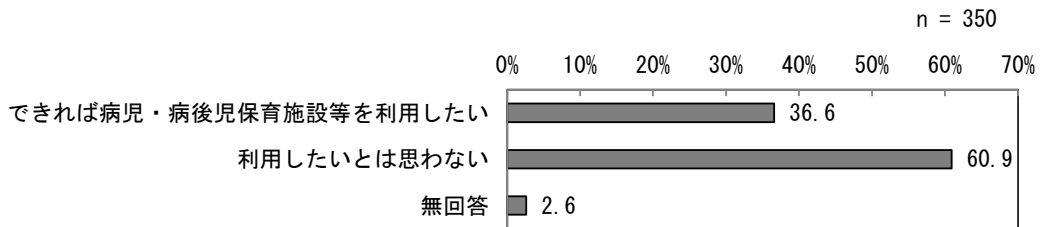
その際の対処方法は、「母親が休んだ」が77.8%で最も多く、次いで「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」が55.2%、「父親が休んだ」が27.9%、となっています。

◆その際の対処方法



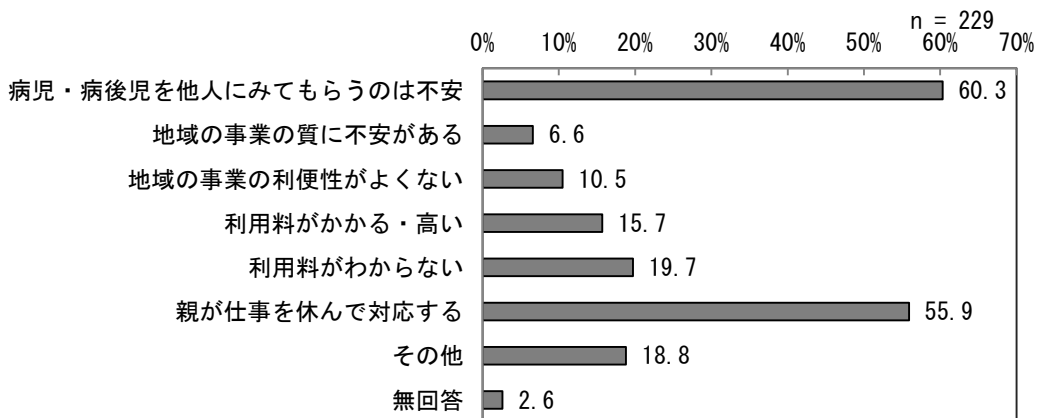
病児・病後児保育の利用希望では、「利用したいとは思わない」が60.9%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が36.6%となっています。

◆病児・病後児保育の利用意向



病児・病後児保育を利用したいとは思わない理由では、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が60.3%、「親が仕事を休んで対応する」が55.9%となっています。

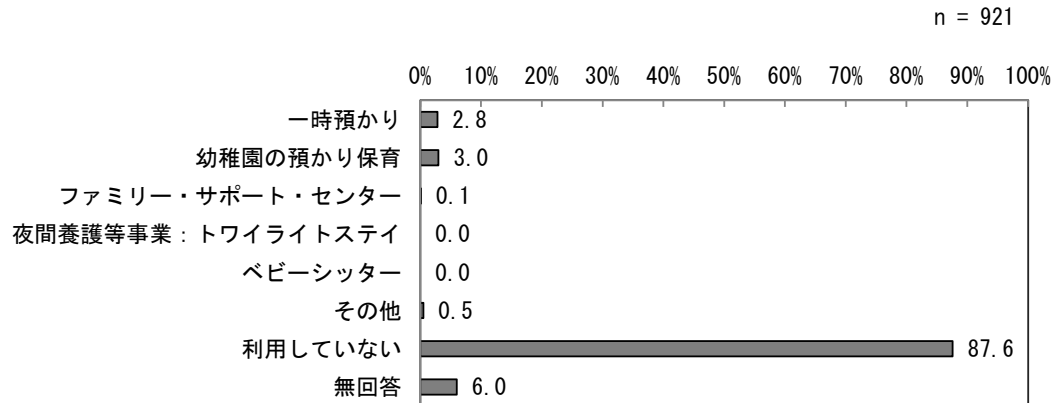
◆病児・病後児保育を利用したくない理由



(5) 不定期の教育・保育事業の利用

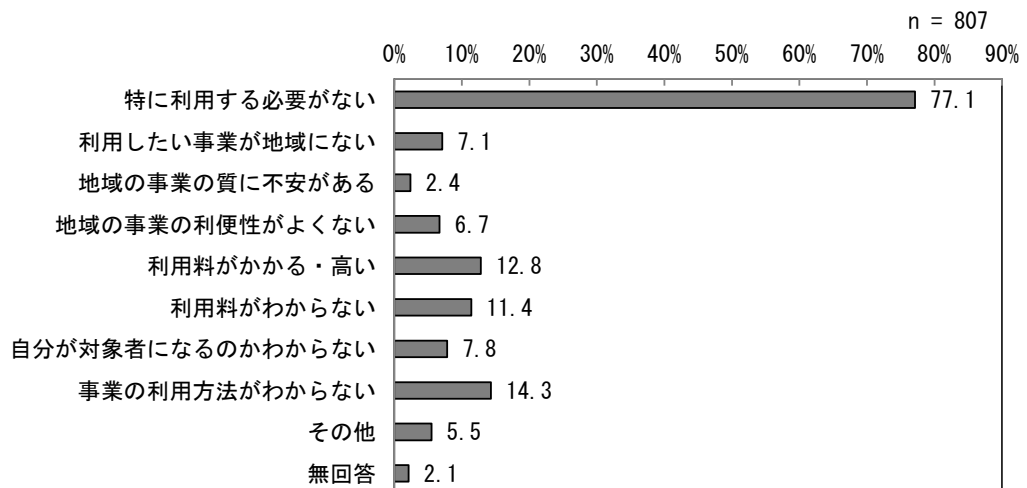
私用や親の通院、不定期の就労等の目的での不定期の教育・保育事業の利用については、「利用していない」が87.6%で多数を占めています。

◆不定期に利用している教育・保育事業



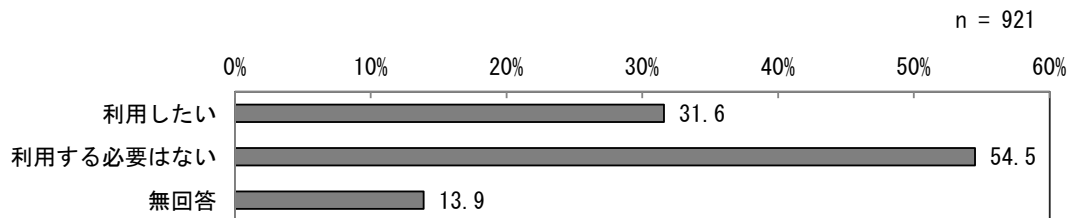
不定期の教育・保育事業を利用していない理由では「特に利用する必要がない」が77.1%を占めています。「事業の利用方法がわからない」が14.3%みられます。

◆不定期の教育・保育事業を利用していない理由



今後の、不特定の教育・保育事業の利用意向では、「利用する必要はない」が54.5%、「利用したい」が31.6%となっています。

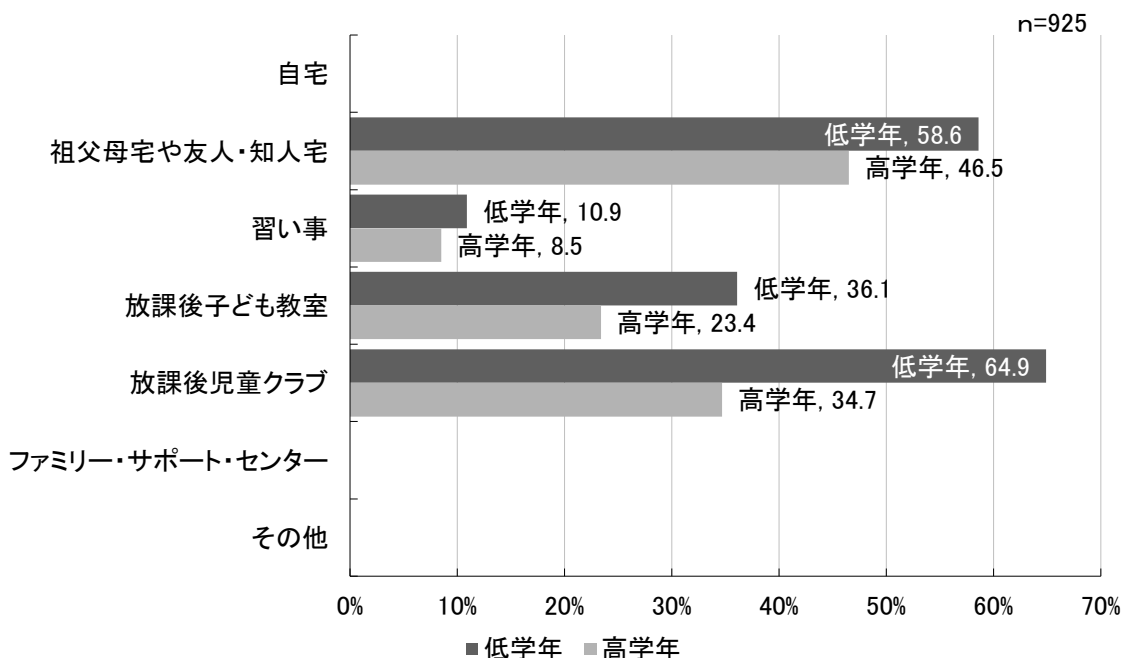
◆今後の利用意向



(6) 小学校の放課後を過ごさせたい場所

5歳以上の子どもの保護者に、小学校の放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいか、低学年の場合と高学年になってからの場合をそれぞれたずねました。低学年のうち「放課後児童クラブ」の割合が「祖父母・友人・知人宅」よりも多いのですが、高学年では逆に「祖父母・友人・知人宅」の方が「放課後児童クラブ」よりも多くなります。また、「放課後子ども教室」の利用意向が一定数みられました。

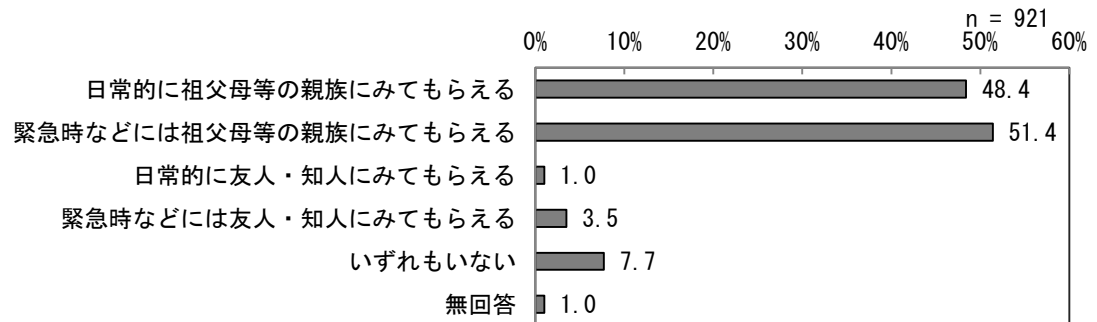
◆放課後の時間を過ごさせたい場所(低学年・高学年)



(7) 家庭の子育て、地域の子育て環境

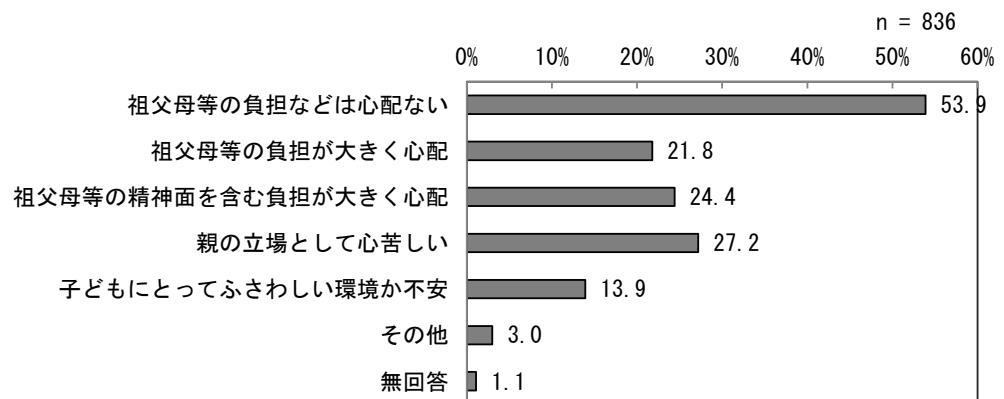
日常的に子どもをみてくれる親族・知人がいるかどうかたずねたところ、「緊急時などには祖父母等の親族にみてもらえる」が51.4%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が48.4%などとなっています。また、「いずれもない」が7.7%となっています。

◆日常的に子どもをみてくれる親族・知人の有無



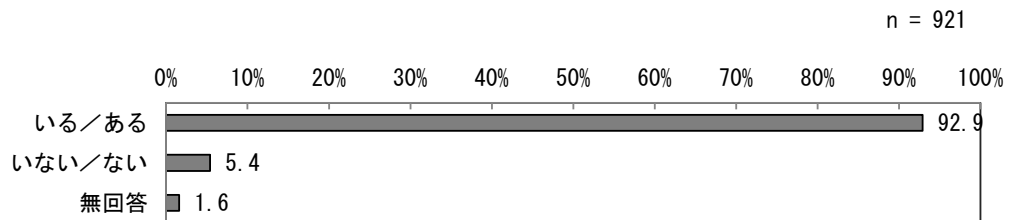
日常的もしくは緊急時などに祖父母等の親族にみてもらえる人に、その状況をたずねたところ、「祖父母等の負担などは心配ない」が53.9%でした。しかし、精神面やその他の負担をかけていることを心配している人が合わせて46.2%みられ、「親の立場として心苦しい」が27.2%などとなっています。

◆祖父母等に子どもをみてもらっている状況



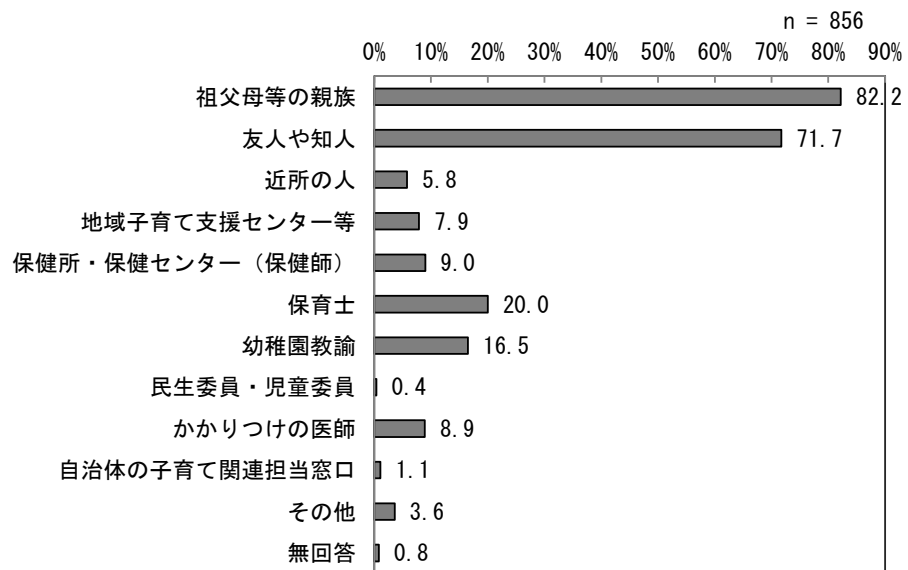
子育てについて気軽に相談できる人がいるかどうかをたずねたところ、「いる／ある」が92.9%と多数を占めました。子どもの年齢が上がるにつれて「いる／ある」の率が下がる傾向も認められました。

◆子育てについて気軽に相談できる人の有無



子育てについて気軽に相談できる相手では、「祖父母等の親族」が82.2%で最も多く、次いで「友人や知人」が71.7%となっています。また「保育士」が20.0%、「幼稚園教諭」が16.5%でした。

◆子育てについて気軽に相談できる相手



5 栗原市の子ども・子育て支援の課題

ここまでの、子ども・子育てを取り巻く環境などを踏まえ、栗原市の子ども・子育て支援の課題を次のようにまとめます。

① 祖父母等親族の協力の大きさと、高齢化・核家族化の進行

アンケート調査では、日常的に、もしくは緊急時などに、子どもを祖父母等の親族にみてもらえる人が非常に多く、その状況も祖父母等の負担は心配ないとの回答が多数でした。

子育てについて気軽に相談できる相手としても祖父母等の親族をあげている人が多くみられ、栗原市の子育て家庭は親族の手厚い支援に助けられていることがうかがえます。

しかし、徐々に進行している高齢化や核家族化を考えると、今後も継続的にこの状態が保たれるとは限りません。

親族等に子どもをみてもらっている状況について、祖父母等の負担を心配する人も多く、心苦しさを感じている人もいます。

親族等に代わり子育て家庭を支える社会的な仕組みは重要性を増していくと考えられます。

② 女性が活躍できる社会への対応、出産後数年を経てからのニーズ

栗原市の就労状況では、出産・育児期にも仕事を続ける女性の多いことがわかりました。パート・アルバイト等や家族従業者として働いている率が男性よりも高いこともその要因の一つと思われます。

アンケート調査による母親の育児休暇の取得状況では、「働いていなかった」が37.1%、「取得した（取得中）」が38.1%となり、出産直後は仕事との関係でも育児しやすい状況にあると言えます。

しかし、現在働いていない母親の3割弱は子どもがある程度大きくなったら就労したいという希望を持っており、その時期は「末子が2～3歳になったころ」が「1～2歳になったころ」よりも多く認められました。

今後、女性が活躍できる社会環境の整備がより重要になるにつれ、出産後数年過ぎてから、育児と仕事を両立できるような環境が求められることが考えられます。

③ 教育を志向しつつ保育も必要、という潜在的ニーズ

平成 26 年 4 月 1 日現在の栗原市の待機児童数は 42 人となっています（宮城県集計資料）。

全体的に祖父母等の支援が得られやすい環境ではあるものの、女性の就労状況などから考えると、育児休暇が明けた後、出産後数年を経たからの保育サービスに対する潜在ニーズ存在の可能性は前述のとおり少なくないと思われます。

アンケート調査では、今後利用したい事業として「幼稚園」をあげた人は多く、実際の利用でも 3 歳以上では「幼稚園」の比率が多くなっていました。

また、今後の利用希望に「幼稚園の預かり保育」や、現在市内にはない「認定こども園」の回答が一定数みられたことから、「幼児期の教育を希望するが保育も必要」という層の多さがうかがえます。

アンケート調査からの「見込み量」の算定過程でも、保育が必要（2号認定）になると想定される家庭に幼児期の教育を希望する層が存在することが認められました。

この層の需要に、現在の「教育」「保育」のサービスの枠組みでどのような対応が考えられるか、さらには教育・保育の一体的提供の推進について、今後検討を進めていく必要があると思われます。

今後、子どもの減少や、社会・家庭環境の変化により、子育て家庭と近隣との関わりが希薄になることも考えられます。

栗原市の子育て支援については、これまで得られていた親族等による協力を、今後地域がどのように担っていけるかなどの視点も必要と考えられます。

そのためには、量的なサービス拡充だけではなく、子育て家庭や子どもと地域住民が関わる場を増やす、地域で子どもや子育て家庭を支えていく気運の醸成なども求められる方向性であると考えられます。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

「子は何ものにも優る宝である」との考え方のもと、「すくすく いきいき 子育てのまち 栗原」を基本理念とする「栗原市次世代育成支援行動計画」を中心に、市の将来を担う子どもたちが健やかで力強く生きていけるまちづくりを推進してきました。

これまでの本市の推進体制は、子ども・子育て支援法の趣旨である「一人一人が個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備すること」、そして「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること」と合致するものであると考えます。

そのことから、本市の子ども・子育て支援事業を定める本計画においても、これまでの推進体制を継承していくこととします。

基本理念
すくすく いきいき 子育てのまち 栗原

2 基本方針

子ども・子育て支援新制度は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本方針としています。

栗原市においては、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、「一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す」ことを基本方針とします。

また、「一人一人の子どもの健やかな育ち」を支えるために、以下の視点に立って子ども・子育て支援を推進します。

子どもの育ちに伴う視点

- ①乳児期：一般に、身近にいる特定の大人との愛着を育みながら、身体的にも著しい発育・発達が見られる時期。子どものさまざまな行動や欲求に、身近な大人がいち早くかつ積極的に関わり、人に対する基本的な信頼感の芽生えや情緒の安定が図られるよう配慮することが重要。
- ②幼児期 3歳未満：一般に、基本的な身体機能や運動機能が発達し、さまざまな動きを十分楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期。こうした姿を積極的に受け止めて、子どもに自信を持たせ、安心感や安定感を与えて、身近な環境への自発的な活動などを助けるようにすることが重要。
- ③幼児期 3歳以上：一般に、遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することで豊かな感性と好奇心、探究心や思考力が養われ、その後の生活や学びの基礎になる時期。ものや人との関わりにおける自己表出を通じての、育ちに大切な自我や主体性の芽生えを助けることが重要。
- ④学童期：就学後は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む学習やさまざまな体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後などにおける子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要。

以上のような、子どもの成長に伴う各時期の特質を捉え、切れ目のない支援の提供とともに、それぞれに応じた支援の形を作ることを推進します。

社会全体で育ちを支える視点

- ①保護者：家庭の中のみならず、地域の中で、男女共に、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち地域社会に参加していこうという意識を持つことが重要。

- ②地域社会：家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、コミュニティの中で子どもを育むことが重要。教育・保育施設は、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担い、地域に開かれ、共にあること。地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することが重要。

- ③事業主：子育て中の労働者が男女問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援など、職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが重要。

以上のように、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じられるようにすることを目指して、社会環境の整備を図ります。

第4章 教育・保育提供区域の設定

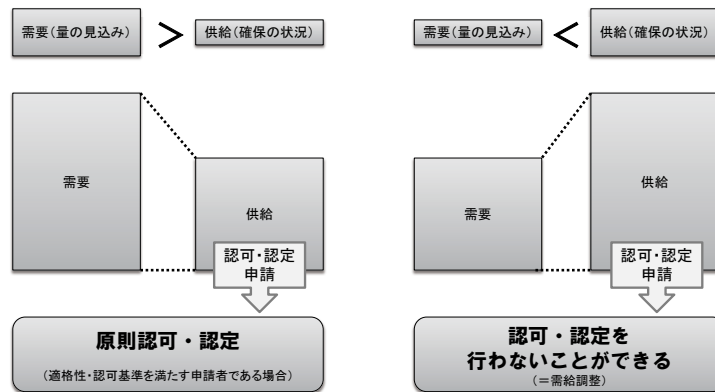
1 教育・保育提供区域の定義

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市内の区域のことです（子ども・子育て支援法第61条第2項）。保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で市町村が設定します。

栗原市においても、地域のニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲として設定します。

なお、運用にあたり、次の事項が定められています。

- 1 教育・保育提供区域は、教育・保育事業に共通の区域設定が基本。
ただし、施設状況や利用実態に応じて、「子どもの認定区分ごとの設定」「地域子ども・子育て支援事業ごと(13事業のうち、11事業)の設定」も可能。
- 2 教育・保育提供区域は、教育・保育事業を認可する際の需給調整の判断基準となる。
各提供区域の中で供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則、認可しなければならない(※)。



※①社会福祉法人、学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識や経験に関する要件を満たすことを求める。②その上で、欠格事由に該当する場合や、供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

- 3 施設や事業の利用は、提供区域内での利用が原則。ただし、区域外の施設・事業の利用も可能。

2 教育・保育提供区域の設定

栗原市では、認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域を、次のとおり設定します。

■教育・保育の提供区域

事業区分(子どもの認定区分)	区域設定	考え方
1号認定(3歳以上・教育のみ)	10区域	幼稚園は、学校施設の適正規模及び適正配置等に基づき、10地域における提供区域とするものです。
2号認定(3歳以上・保育あり)	1区域 (市内全域)	現在の施設配置や利用実態から、細かい区域に分けず市内全域で提供の調整を行います。
3号認定(0～2歳・保育あり)	1区域 (市内全域)	2号認定と同等の考え方により市内全域で対応します。

■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業	区域設定	考え方
①利用者支援事業(新)	1区域 (市内全域)	窓口数は今後増設の可能性もありますが、市内全域で対応を調整します。
②地域子育て支援拠点事業	1区域 (市内全域)	現状の拠点配置状況及び利用には地域の制約もないことから市内全域で対応します。
③妊婦健康診査事業	1区域 (市内全域)	各所の医療機関で受診可能であり、区域を設定して行う事業ではないため市内全域で対応します。
④乳児家庭全戸訪問事業	1区域 (市内全域)	訪問型の事業で区域設定の必要がないため市内全域で対応します。
⑤養育支援訪問事業	1区域 (市内全域)	訪問型の事業で区域設定の必要がないことと、関係機関を含めた全市的な連絡・調整を要するため市内全域で対応します。

⑥子育て短期支援事業	1 区域 (市内全域)	一時的・不定期の保育サービスを提供する事業であり、区域を特定しての提供にあたらないことから市内全域で対応します。
⑦ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	1 区域 (市内全域)	会員募集、希望・提供の調整とも全市レベルで行うことから市内全域で対応します。
⑧一時預かり事業	1 区域 (市内全域)	一時的・不定期の保育サービスを提供する事業であり、区域を特定しての提供にあたらないことから市内全域で対応します。
⑨延長保育事業	1 区域 (市内全域)	通常の保育時間を超えて保育を行う事業であり、保育事業と切り離せないため保育の提供区域と同じ1区域で対応します。
⑩病児保育事業 (病児・病後児保育)	1 区域 (市内全域)	一時的・不定期の保育サービスを提供する事業であり、区域を特定しての提供にあたらないことから市内全域で対応します。
⑪放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	10 区域	基本的に各小学校区がサービス提供区域であるため、区域設定は学区ごとの設定が望ましいですが、学校再編や旧町村内での学区外通学の実態を勘案し、区域設定は10区域とします。

■提供区域設定を行わない事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 (新)	—	区域ごとに対応する事業ではないため、区域設定はありません。
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新)	—	区域ごとに対応する事業ではないため、区域設定はありません。

第5章 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

1 「量の見込み」と「確保の内容」について

教育・保育の提供については計画期間中の各年度に利用希望が発生すると想定した量（量の見込み）に対して提供する計画数（確保の内容）を表として示しています。

教育・保育の「量の見込み」算出方法

国の示した作業の手引きに沿って算出しました。算出方法は以下のとおりです。

①就学前児童数の推計

計画期間中の就学前児童数を過去の実績値をもとに推計。

②「潜在家庭類型」を分類・算出

アンケート調査をもとに、父母の配偶者の有無及び就労状況により分類した「現在の家庭類型」に、母親の将来の就労意向等を反映し、「潜在家庭類型」の分類ごとの構成割合を算出。

③「家庭類型別児童数」の算出

「就学前児童数（推計）」×「潜在家庭類型割合（％）」＝「家庭類型別児童数（人）」

④各家庭の教育・保育施設や地域型保育事業の「利用意向率」を算出

アンケート調査の回答をもとに施設や事業の利用意向率を算出。

⑤「量の見込み」の算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（％）」＝「量の見込み（人）」

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」算出方法

地域子ども・子育て支援事業については、事業ごとに、算定の対象とする子どもの年齢、家庭類型などが異なりますが、基本的には上記と同様の考え方で算出方法が示されています。ただし、アンケート調査では見込みが算出されない事業もあり、その場合は市で独自の推計を行っています。

市町村ごとの検討

「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」の、計画策定にあたっては地域の実態等も鑑み市町村ごとに見込み量の設定を検討していくこととされています。

2 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容

計画期間の「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもの保育利用を含む）」と、見込みに対応する教育・保育施設、地域型保育事業等による提供体制及び実施時期を次のとおり定めます。

(1) 1号認定（幼稚園）

【量の見込み】

過去の実績値と隔たりがあるため、実績値と今後の幼稚園再編による変動を考慮し、見込み量を算定しています。

① 築館地区

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①見込み量		290人	294人	294人	246人	290人
② 確保の方策	特定教育・保育施設(幼稚園)	240人	240人	240人	240人	240人
	確認を受けない幼稚園	160人	160人	160人	160人	160人
過不足(②-①)		110人	106人	106人	154人	110人

② 若柳地区

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①見込み量		174人	174人	174人	168人	166人
② 確保の方策	特定教育・保育施設(幼稚園)	0人	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園	190人	190人	190人	190人	190人
過不足(②-①)		16人	16人	16人	22人	24人

③栗駒地区

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①見込み量		131人	185人	185人	179人	177人
② 確保の方策	特定教育・保育施設(幼稚園)	220人	210人	210人	210人	210人
	確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
過不足(②-①)		89人	25人	25人	31人	33人

④高清水地区

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①見込み量		50人	50人	51人	49人	49人
② 確保の方策	特定教育・保育施設(幼稚園)	80人	80人	80人	80人	80人
	確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
過不足(②-①)		30人	30人	29人	31人	31人

⑤一迫地区

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①見込み量		79人	80人	79人	79人	107人
② 確保の方策	特定教育・保育施設(幼稚園)	140人	140人	140人	140人	180人
	確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
過不足(②-①)		61人	60人	61人	61人	73人

⑥瀬峰地区

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①見込み量		37人	57人	58人	55人	56人
② 確保の方策	特定教育・保育施設(幼稚園)	120人	120人	120人	90人	90人
	確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
過不足(②-①)		83人	63人	62人	35人	34人

⑦鷺沢地区

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①見込み量		23人	24人	24人	23人	23人
② 確保の方策	特定教育・保育施設(幼稚園)	40人	40人	40人	40人	40人
	確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
過不足(②-①)		17人	16人	16人	17人	17人

⑧金成地区

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①見込み量		84人	84人	84人	83人	81人
② 確保の方策	特定教育・保育施設(幼稚園)	105人	105人	105人	105人	105人
	確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
過不足(②-①)		21人	21人	21人	22人	24人

⑨志波姫地区

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①見込み量		146人	144人	144人	141人	139人
② 確保の方策	特定教育・保育施設(幼稚園)	280人	180人	180人	180人	180人
	確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
過不足(②-①)		134人	36人	36人	39人	41人

⑩花山地区

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①見込み量		13人	13人	13人	13人	12人
② 確保の方策	特定教育・保育施設(幼稚園)	40人	40人	40人	40人	40人
	確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
過不足(②-①)		27人	27人	27人	27人	28人

全市 合計

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①見込み量		1,027人	1,105人	1,106人	1,036人	1,100人
② 確保の方策	特定教育・保育 施設(幼稚園)	1,265人	1,155人	1,155人	1,125人	1,165人
	確認を受けない 幼稚園	350人	350人	350人	350人	350人
過不足(②-①)		588人	400人	399人	439人	415人

【確保の方策・方針】

③栗駒地区、⑤一迫地区、⑥瀬峰地区、⑨志波姫地区の特定教育・保育施設(幼稚園)については、平成 28 年度以降施設整備後の定員数を反映させています。

(2) 2号認定 教育希望／保育あり

【量の見込み】

2号認定については、アンケート調査結果をもとに直近の入所児童・待機児童数等を勘案して見込んでいます。なお、2号認定のうち「教育希望」の見込み量については、1号認定(幼稚園)の見込み量にも含まれており、重複しています。

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり
①見込み量		(634 人)	341 人	(632 人)	255 人	(632 人)	261 人
② 確 保 の 方 策	特定教育・保育施設 (保育所)		347 人		244 人		244 人
	地域型保育事業		0 人		0 人		0 人
	認可外保育施設		0 人		0 人		0 人
過不足(②-①)			6 人		△ 11 人		△ 17 人

1号認定(幼稚園)の 受け入れ余力部分		588 人		400 人		399 人
「1号認定+2号認定教育利 用希望」の過不足計		594 人		389 人		382 人

		平成 30 年度		平成 31 年度	
		3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり
①見込み量		(613 人)	238 人	(608 人)	215 人
② 確 保 の 方 策	特定教育・保育施設 (保育所)		244 人		244 人
	地域型保育事業		0 人		0 人
	認可外保育施設		0 人		0 人
過不足(②-①)			6 人		29 人

1号認定(幼稚園)の 受け入れ余力部分		439 人		415 人
「1号認定+2号認定教育利 用希望」の過不足計		445 人		444 人

【確保の方策・方針】

2号認定のうち「教育希望」は、実際の利用で大多数が幼稚園となることが予想されるため、1号認定(幼稚園)の確保の方策で供給することとしています。

2号認定のうち「保育あり」の確保の方策に不足が生じている分につきましては、1号認定(幼稚園)の受け入れ余力部分により対応することとしています。

(3) 3号認定 1-2歳／0歳

【量の見込み】

3号認定1-2歳、0歳についてはアンケート調査結果をもとに、直近の入所児童・待機児童数等を勘案して見込んでいます。

		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		1-2歳 保育あり	0歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
①見込み量		446人	188人	434人	194人	421人	193人
②確保 の方策	特定教育・保育施設 (保育所)	433人	149人	455人	183人	455人	177人
	地域型保育事業	10人	11人	23人	17人	22人	17人
	認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人	0人
過不足(②-①)		△3人	△28人	44人	6人	56人	1人

		平成30年度		平成31年度	
		1-2歳 保育あり	0歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
①見込み量		426人	187人	417人	194人
②確保 の方策	特定教育・保育施設 (保育所)	455人	177人	455人	177人
	地域型保育事業	22人	17人	22人	17人
	認可外保育施設	0人	0人	0人	0人
過不足(②-①)		51人	7人	60人	0人

【確保の方策・方針】

3号認定は、平成28年度には保育所等の利用定員を確保出来る見込みとなり、待機児童の解消が図られる見込みです。

なお、計画各年度における満3歳未満の子どもの想定保育利用率^{*}は以下のとおりです。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推計児童数 (0～2歳)	1,315人	1,304人	1,274人	1,269人	1,268人
保育利用率	45.9%	52.0%	52.7%	52.9%	52.9%

^{*}国の基本指針では、3号認定の「保育利用率」の目標値を設定することとされています。保育利用率は、「確保の方策(3号認定)÷推計人口(0～2歳)」により算出した数値としています。

3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

アンケート調査による教育・保育の需要量の見込み算定では、保育が必要と判断される2号認定において幼児期の教育を希望する層の存在が認められました。

保護者の子育てに関するニーズは多様化してきており、「集団生活の中で充実した就学前教育を受けさせたい＝幼稚園」、「働いている時間に子どもを預かってもらいたい＝保育所」といった利用者側の使い分けの境目がなくなりつつあると思われ、「幼児教育」と「子育て支援」の役割をそれぞれ担ってきた「幼稚園」と「保育所」に対し、保護者が両方の役割を求める傾向が強くなってきていると考えられます。

今回の新制度では、幼稚園と保育所双方の良さをあわせ持つ「認定こども園」の普及が促されていますが、それは待機児童を解消する方策としてだけでなく、保護者ニーズの多様化に対応する側面もあると捉えられます。

栗原市においても、2号認定で教育希望となる子どもは幼稚園の利用により当面は供給が足りることとなる見込みですが、今後についてはその層の保育需要の高まりを見ながら、認定こども園の普及促進について適宜対応を検討する必要があると考えます。

ただし、市内には公立・私立の幼稚園があり、特に私立の施設においては、運営者の事業に対する考え方（建学の精神など）や教育・保育に対する方針への保護者の共感が利用の背景にあることを考慮すべきです。

新制度開始にあたっては、性急かつ一律の方針による移行促進は適当でないと考えられ、認定こども園への移行については、それぞれの施設・運営事業者の意向、及び各地域のニーズを尊重することとします。

また、教育・保育の一体的な提供の推進は、単に施設的な統合ではなく、子どもが健やかに育成されるような教育・保育機能の充実（ソフト面の整備）や、乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや障害等への配慮が重要であり、今後、以下の事項も踏まえて検討をすすめていくこととします。

●教育・保育要領との整合性

幼保連携型認定こども園においては、幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国の定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則り、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開する必要があります。

●発達や学びの連続性への配慮

0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育においては、子どもの発達の連続性に配慮し、集団生活の経験の違いや障害等、一人ひとりの特性や課題に応じたきめ細かな対応を図ることが必要です。

●特定地域型保育事業等との連携

認定こども園（幼稚園及び保育所含む）は子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うことが期待されることから、特定地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが必要です。

●小学校教育との円滑な接続

子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが必要です。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童健全育成事業を利用できるよう、相互の連携を目指す必要があります。

第6章 地域子ども・子育て支援事業

国から提示される基本指針等に沿って、提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。また、「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。

1 地域子ども・子育て支援事業の提供

(1) 利用者支援事業

子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。新制度による新規事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【確保の方策・方針】

事業実施にあたっては「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する基本形か、主として行政機関の窓口等を活用した「利用者支援」の特定型のいずれかで行うとされています。特定型での実施を想定し、市役所窓口1か所に利用者支援の機能を持たせ、平成27年度事業開始という形で計画しています。

(2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

【量の見込み】

アンケート調査による算定を参考とし、過去利用実績(年間延べ利用回数)をもとに、将来の人口推計を勘案して見込みました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	9,540 人	9,468 人	9,252 人	9,216 人	9,204 人
②確保の方策	9,540 人	9,468 人	9,252 人	9,216 人	9,204 人
過不足(②-①)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
実施か所数	9 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所

(年延べ)

【確保の方策・方針】

実施か所は、平成 28 年度に1か所追加し、10 か所とすることで計画しています。

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦が定期的に行う健康診査費用を助成する事業です。妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【量の見込み】

子どもが生まれる前の年度から妊婦健康診査の受診が始まるため、推計児童人口等で各年度の翌年の0歳児人口と想定される数を見込みとして設定しました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	422 人	420 人	406 人	422 人	414 人
確保の方策	422 人	420 人	406 人	422 人	414 人
検診回数	14 回	14 回	14 回	14 回	14 回
実施体制	宮城県内産婦人科医療機関 岩手県一関市産婦人科医療機関 委託助産院				

(年間)

【確保の方策・方針】

指定医療機関との委託契約により実施します。

保健推進室または総合支所市民サービス課の窓口で母子健康手帳をお渡しする際に、妊婦一般健康診査受診券(助成券)を交付します。

母子健康手帳別冊に受診票が入っており、14回まで利用できます。

検査項目:尿・血液・血圧・子宮頸部がん細胞診・超音波検査等

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。

【量の見込み】

人口推計で、各年度で生まれる人口(0歳児人口)を対象に実施するものとして見込みました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	410人	422人	420人	406人	422人
確保の方策	410人	422人	420人	406人	422人
実施体制	保健師、助産師				

(年間)

【確保の方策・方針】

保健師、助産師が訪問し、乳児体重測定、乳児の発育と母親の体調チェック、育児や母乳に関する相談等を行います。

育児の見通しが分かり、育児不安の軽減を図るよう、生後1か月以内の早期訪問に努めています。

内容: 赤ちゃんの体重測定、赤ちゃんの発育とお母さんの体調チェック、育児や母乳に関する相談

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」といいます。

【量の見込み】

事業内容から、事前に需要量を見込むことは現実的ではありませんが、本市の事業実績（過去5年の対象児童数0-18歳人口に対する利用者数から発生率の最大値を算出）をもとに、今後の人口推計を乗じて見込みました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	531人	518人	505人	495人	484人
確保の方策 (母子保健分)	174人	169人	165人	162人	158人
確保の方策 (児童福祉分)	357人	349人	340人	333人	326人
実施体制	保健師、助産師等				

(年延べ)

【確保の方策・方針】

保健師等による具体的な養育に関する指導助言または子育て経験者等による育児・家事の援助を家庭訪問により実施します。

(6) 子育て短期支援事業

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

【量の見込み】

本市の事業実績(過去5年の対象児童数0-5歳人口に対する利用者数から発生率の最大値を算出)をもとに、今後の人口推計を乗じて見込みました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	11人	11人	11人	10人	10人
②確保の方策	11人	11人	11人	10人	10人
過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

(年延べ)

【確保の方策・方針】

平成25年度に県の児童養護施設などを利用した実績は、年間で12人でした。今後も、同体制で実施を継続します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）：就学児対象

子育ての手助けがほしい人（利用会員）、子育てのお手伝いをしたい人（協力会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。ここでは、ファミリー・サポート・センター事業のうち、就学児を対象とする預かり等について記載しています。

【量の見込み】

アンケート調査では数値が「0」となりましたが、実際には過去5年間に、61人、291人、214人、242人、204人、の利用（低学年のみ）があることから、過去の利用実績をもとに人口推計を勘案して見込みました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (低学年)	210人	201人	193人	189人	188人
①量の見込み (高学年)	0人	0人	0人	0人	0人
①量の見込み (計)	210人	201人	193人	189人	188人
②子育て援助 活動支援事業 (就学後)	210人	201人	193人	189人	188人
過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

(年延べ)

【確保の方策・方針】

高学年については、実際のニーズ発生に応じて対応していきます。

(8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。ここでは、ファミリー・サポート・センター事業のうち、未就学児を対象とする預かり等について記載しています。

幼稚園預かり保育

【量の見込み】

アンケート調査による算定では1号認定が実態と乖離した大きな数値となり、2号認定は「0」となったため、平成23年から25年までの実績をもとに見込みました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (1号認定による利用)	163人	167人	166人	163人	164人
①量の見込み (2号認定による利用)	0人	0人	0人	0人	0人
②確保の方策 一時預かり事業 (在園児対象型)	163人	167人	166人	163人	164人
過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

(年延べ)

【確保の方策・方針】

現在、幼稚園6か所が預かり保育を実施しています。概ね230人の受け入れ体制があり(平成25年4月1日現在)、今後も同体制で継続します。

幼稚園預かり以外

【量の見込み】

アンケート調査の算定結果を参考とし、過去の利用実績と人口推計を考慮して見込みました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	2,719 人	2,703 人	2,674 人	2,625 人	2,613 人
②確保の方策 一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	2,719 人	2,703 人	2,674 人	2,625 人	2,613 人
②確保の方策 子育て援助活動 支援事業(ファミリー・サポート・センター)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足(②-①)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(年延べ)

【確保の方策・方針】

保護者のパート就労や用事、リフレッシュ等での利用にも対応し、14 保育所のうち 10 保育所で事業を行っています。

併せてファミリー・サポート・センターによる対応も、実際のニーズ発生に応じ従来どおり継続します。

(9) 延長保育事業

保育所利用者を対象に、通常の保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。

【量の見込み】

これまでの実績と今後の人口推計を勘案して見込みました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (保育所分)	33 人	33 人	33 人	33 人	32 人
①量の見込み (幼稚園分)	634 人	632 人	632 人	613 人	608 人
②確保の方策 (保育所分)	33 人	33 人	33 人	33 人	32 人
②確保の方策 (幼稚園分)	760 人	980 人	980 人	1,040 人	1,170 人
過不足(②-①)	126 人	348 人	348 人	427 人	562 人

(年延べ)

【確保の方策・方針】

幼稚園分については、各幼稚園の預かり保育利用定員数の総数を確保の内容としています。平成27～31年度については、市の学校再編計画に基づく幼稚園・幼保一体化施設の計画定員数を反映させています。

計画年度の量の見込み(幼稚園分)数を受け入れるに十分な定員数(幼稚園分)を確保できていると考えられます。

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育）

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。

【量の見込み】

推計児童数のうち、フルタイム勤務の核家族世帯等に属する児童数を推計し、あわせて近隣に住む親族等に子どもを預けることができない等の割合を推計して見込みました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	76人	76人	75人	74人	73人
②確保の方策 (病児保育事業)	0人	76人	75人	74人	73人
過不足(②-①)	△76人	0人	0人	0人	0人

(年延べ)

【確保の方策・方針】

保育中に体調不良となった子どもは、保護者が迎えにくるまで保育所で預かっています。病児保育事業(病後児保育を含む)は体調不良児をお預かりすることとは異なります。この病児(病後児)保育事業は、利用者負担もあり、利用の都度申請が必要となるサービスなので、実際の利用がアンケート等での希望と同等に発生するかどうか、慎重に検討する必要があります。

なお、保育施設整備と併せて、平成28年度から病後児保育事業が実施可能となる見込みです。

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

【量の見込み】

平成27年度の利用希望調査による算定値をもとに、各地域での利用実態等を勘案して見込みました。

① 築館地区

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	低学年	172人	161人	153人	153人	152人
	高学年	58人	70人	88人	89人	80人
② 確保の方策	低学年	172人	179人	166人	166人	169人
	高学年	50人	77人	90人	90人	87人
過不足(②-①)		△8人	25人	15人	14人	24人
実施か所数		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

② 若柳地区

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	低学年	88人	90人	90人	87人	88人
	高学年	40人	35人	36人	38人	38人
② 確保の方策	低学年	94人	98人	98人	95人	95人
	高学年	42人	38人	38人	41人	41人
過不足(②-①)		8人	11人	10人	11人	10人
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

③栗駒地区

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	低学年	99人	98人	91人	93人	93人
	高学年	32人	39人	47人	44人	43人
② 確保の方策	低学年	99人	198人	186人	190人	193人
	高学年	24人	75人	87人	83人	80人
過不足(②-①)		△8人	136人	135人	136人	137人
実施か所数		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

④高清水地区

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	低学年	39人	37人	36人	36人	36人
	高学年	8人	9人	10人	12人	10人
② 確保の方策	低学年	64人	62人	61人	58人	61人
	高学年	13人	15人	16人	19人	16人
過不足(②-①)		30人	31人	31人	29人	31人
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑤一迫地区

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	低学年	83人	80人	82人	83人	82人
	高学年	34人	46人	54人	51人	49人
② 確保の方策	低学年	130人	91人	86人	88人	89人
	高学年	52人	51人	56人	54人	53人
過不足(②-①)		65人	16人	6人	8人	11人
実施か所数		3か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑥瀬峰地区

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	低学年	25人	24人	26人	27人	26人
	高学年	10人	11人	10人	10人	9人
② 確保の方策	低学年	41人	40人	42人	42人	104人
	高学年	16人	17人	15人	15人	36人
過不足(②-①)		22人	22人	21人	20人	105人
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑦鶯沢地区

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	低学年	22人	22人	22人	22人	22人
	高学年	7人	8人	6人	6人	5人
② 確保の方策	低学年	32人	31人	33人	33人	34人
	高学年	9人	10人	8人	8人	7人
過不足(②-①)		12人	11人	13人	13人	14人
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑧金成地区

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	低学年	42人	41人	40人	40人	40人
	高学年	17人	15人	18人	18人	17人
② 確保の方策	低学年	90人	93人	87人	87人	89人
	高学年	36人	33人	39人	39人	37人
過不足(②-①)		67人	70人	68人	68人	69人
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑨志波姫地区

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	低学年	73人	72人	71人	68人	67人
	高学年	33人	26人	22人	24人	23人
② 確保の方策	低学年	73人	93人	97人	94人	94人
	高学年	10人	33人	29人	32人	32人
過不足(②-①)		△23人	28人	33人	34人	36人
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑩花山地区

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	低学年	7人	7人	7人	5人	5人
	高学年	2人	3人	5人	6人	6人
② 確保の方策	低学年	30人	27人	23人	18人	18人
	高学年	8人	11人	15人	20人	20人
過不足(②-①)		29人	28人	26人	27人	27人
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

全市 合計

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	低学年	650人	632人	618人	614人	611人
	高学年	241人	262人	296人	298人	280人
② 確保の方策	低学年	825人	912人	879人	871人	946人
	高学年	260人	360人	393人	401人	409人
過不足(②-①)		194人	378人	358人	360人	464人
実施か所数		14か所	12か所	12か所	12か所	12か所

(年間登録者数)

【確保の方策・方針】

10区域の設定で供給の調整を図ります。

平成26年度までは、小学校低学年児童(1年生～3年生)を対象としておりましたが、平成27年度からは小学校高学年児童(4年生～6年生)まで対象となります。

平成26年12月に一迫公民館児童室を建設し、定員の増加をはかりました。今後も、空き教室や幼稚園跡地などの利用について、関係部署と協議のうえ計画いたします。

また、国より示された「放課後子ども総合プラン」に沿い、「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の連携について計画していきます。なお、両事業による総合的な実施場所の拡充や、双方の利用児童が交流できるよう連携を図ることとします。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度による、平成 27 年度からの新規事業です。世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。

【実施の方針】

幼稚園や保育所の保育料は、国が定める公定価格をもとに各市町村が条例により利用者負担額を設定することとなっています。ただし、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。

本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

栗原市においては、実態を把握しながら事業の実施を計画します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新制度による、平成 27 年度からの新規事業です。特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【実施の方針】

保育の実施体制の拡充は本市の課題の一つでもありますが、市内への民間事業者の新規参入にはその後の事業継続の観点などから難しい面もあります。

一方、不定期・一時的・小規模な保育サービスについては、ニーズも認められることから、市としても多様な事業者の参入は歓迎するところです。

特定地域型保育事業にあたる「家庭的保育事業(保育ママ)」「居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)」等は、新規参入や新規事業の立ち上げの可能性もあり得ることから、その可能性を市としても探っていきます。

地域の、保育士の有資格者、育児経験者や NPO 等への働きかけ、事業開始に係る情報提供等を行うなどが考えられ、新規事業者が円滑に事業を実施できるよう、実地支援、相談・助言、他の保育事業等の連携施設あっせん等も計画します。

反面、多様な主体の参入にあたっては質的な担保も重要であることから、当該事業者が基準を満たす状況を維持できているか、さらにサービスの質的向上を図れるかなど、市としてもチェック・対応の体制を整えていきます。

第7章 次世代育成支援に関わる施策

栗原市次世代育成支援行動計画（後期計画）の事業内容のうち、新制度の枠組みに該当しないもの及び総合計画等他の関連計画に拠らず実施を継続するもの等につき、以下の次世代育成支援に関わる施策は、本計画「子ども・子育て支援事業計画」により実施を継続します。

次世代事業 No.	実施事業名	事業内容・実施方針	事業所管課
1-2-5	幼稚園、保育所の一体化の推進	地区内の乳幼児数や施設の状況などを鑑みながら幼稚園と保育所の一体化施設の整備を推進します。	学校教育課 子育て支援課
1-4-3	青少年のための栗原市民会議活動の支援	青少年の健全な育成を市民総ぐるみで推進することを目的に、青少年関係団体や関係機関により組織し、少年の主張の開催、青少年の非行防止運動を行うなど、様々な活動を支援します。	社会教育課
1-4-4	民生委員・児童委員の活動の支援	民生委員児童委員協議会の定例会や随時開催される研修会等で児童の健全育成に関する情報共有を図ります。	社会福祉課 子育て支援課
2-4-2	小児救急法の講習会実施	子どもの不慮の事故を予防し、事故や急病時に適正な対応ができるよう小児救急法の講習会を実施します。	子育て支援課 社会福祉課
3-1-10	幼稚園3年保育の実施	幼児教育の充実を図るため、幼稚園再編と施設整備を考慮しながら、市立幼稚園の保育年数を3年に統一し、できるだけ早い時期に全ての市立幼稚園での3年保育を実施します。	学校教育課
3-1-11	給食未実施幼稚園への給食提供の検討	給食未実施幼稚園の解消について、学校再編計画などの関連計画の進捗動向や、施設改修を伴うことによる費用対効果などをふまえながら検討していきます。	教育総務課
3-1-13	環境教育の推進	自然保護やリサイクルなどの資源の再利用についての理解を深め、環境やアメニティに配慮するなどの環境教育を推進します。	環境課
3-1-14	親と子のふれあい事業	栗原の自然と、日常体験できないスポーツとの融合を図り、親子の絆を深め、コミュニケーション力の向上と子どもの生きる力を育みます。	社会教育課
3-1-16	スポーツ少年団の充実	スポーツ少年団活動の充実を図り、誰もが楽しみながら参加できるようにします。	社会教育課

次世代 事業 No.	実施事業名	事業内容・実施方針	事業所管課
3-1-19	私立幼稚園就園奨励 事業	私立幼稚園の教育条件の維持・向上並びに私立幼稚園に在園する幼児の就園にかかる経済的負担軽減を図るため、就園及び幼稚園運営に必要な補助を行います。	学校教育課
3-1-20	絵本講座	毎月図書館で、絵本の読み聞かせ会や絵本の展示会を実施します。	社会教育課
3-2-4	生涯学習人材バンク 「まなびの財（たから）箱」の充実	市民からの指導者の派遣要請など、多様なニーズに対応するため、ボランティアバンク登録者との連携を図りながら、生涯学習人材バンク制度の充実を図ります。	社会教育課
3-3-1	有害環境対策	性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌やビデオ、コンピュータ・ソフト等の有害図書類を販売している一般書店やコンビニエンスストア等に対し、関係機関と連携し、自主的措置を行うよう働きかけます。	社会教育課
4-1-2	勤労者の定住促進支援	市内の勤労者及び市外から転入した勤労者の定住促進支援を行います。	産業戦略課
4-2-2	住まいの耐震対策の 促進	住まいの耐震診断、耐震改修や家具の転倒防止により、安全・安心な居住環境の確保を図ります。	建築住宅課
4-3-5	夜間の交通事故防止 対策	主要市道及び生活道路として利用されている市道交差点に、照度アップ等照明の改良も含め、道路照明灯の整備を図ります。	建設課
4-4-1	公共施設等のバリア フリー化の推進	公共施設等の整備にあたっては、「バリアフリー新法」（平成18年12月制定）や「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」（平成8年7月宮城県制定）に基づきバリアフリー化を進めます。	社会福祉課 建設課 都市計画課
4-5-2	児童遊園、公園の整備・ 管理	子どもの安全な遊び場を確保するため、児童遊園、公園の安全管理や事故防止を図ります。	子育て支援課 都市計画課
5-1-1	高校卒業予定者等の 就職支援	ハローワーク（築館公共職業安定所）やポリテクカレッジ（東北職業能力開発大学校）と連携を図り、高校卒業予定者等の就職を支援します。	産業戦略課
5-1-2	求人情報提供の充実	市の広報紙やホームページを活用し、身近に求人情報が得られるように図ります。	産業戦略課
6-1-1	交通安全教室	子どもたちを交通事故から守るため、幼稚園、保育所、小学校を巡回し、交通安全教室を実施します。	危機対策課 子育て支援課 学校教育課
6-3-1	避難訓練等の実施	保育所・幼稚園、小・中学校において、避難計画に基づき、定期的に避難訓練を行います。	子育て支援課 学校教育課

第7章 次世代育成支援に関わる施策

次世代 事業 No.	実施事業名	事業内容・実施方針	事業所管課
7-3-6	保育・教育相談窓口 の整備	<p>障害を有する児童の早期からの教育相談体制など、より気軽に相談できる体制の整備・充実を図ります。また、福祉事務所や保健推進室等の関係機関の相談機能を強化するとともに、各機関が連携し適切な相談活動ができるよう努めます。</p> <p>発達障害等に早期に対応するため、専門的相談を行う関係機関との連携を密にします。</p>	<p>子育て支援課 健康推進課 社会福祉課 学校教育課</p>

第8章 計画の推進体制

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握し、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動や子育て支援団体等と、より一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

1 関係機関等との連携

本計画は、福祉、教育、保健・医療、生活など広範囲に関わるものであり、計画の推進にあたっては、行政だけでなく市民参画のもと、企業や関係団体が互いに連携しながら一体となって進めていくことが重要です。

庁内の体制

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、教育、保健・医療をはじめとする関係各部課や市関係機関との横断的な推進体制の強化を図ります。

すべての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し職務を遂行するよう、知識と意識を高めていきます。

市民・機関との協働

社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、企業、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、子ども・子育て支援に主体的な取り組みが行えるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

市の所管によらない関係機関とも連携を強化し、施策に関する問題やニーズを把握しながら計画実施に反映していきます。

国・県との連携

市は、市民に最も近い行政として、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県に対し施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、近隣市町村とも連携を図りながら施策を推進します。

2 計画の達成状況の点検・評価

子ども・子育て会議の運営

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議等で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

計画の公表、市民意見の反映

本計画は、市のホームページへの掲載、広報での概略紹介などを行い、取り組みや事業の進捗状況を公表していくことで、市民への浸透を図ります。

また、実施事業やさまざまな活動の現場、家庭への訪問機会や保護者の事業利用・来訪などあらゆる場面を通じての意見・要望の把握に努め、利用者の立場に立った施策・事業の推進を図ります。



資料編

栗原市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に掲げる事務を処理するため設置する栗原市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法において使用する用語の例による。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(栗原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 栗原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年栗原市条例第46号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

栗原市子ども・子育て推進会議設置規程

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条の規定に基づき、栗原市子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)の策定に資するため、栗原市子ども・子育て推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画の策定に関すること。
- (2) 栗原市子ども・子育て会議(栗原市子ども・子育て会議条例(平成25年栗原市条例第18号)に定める子ども・子育て会議をいう。)の意見及び要望の聴取等に関すること。
- (3) 事業計画に関連する施策の調整及び推進に関すること。
- (4) その他事業計画の策定に関し必要なこと。

(組織等)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織し、それぞれ別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第5条 推進会議は、庁内関係部局及び関係機関の密接な連携を図るとともに、所掌事務に係る具体的な事項の検討及び調査を行わせるため、栗原市子ども・子育て推進ワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」という。)を置く。

- 2 ワーキングチームの委員(以下「委員」という。)は、別表第2に掲げる部署に属する者であつて、かつ、当該部署から推薦された者をもって充てる。
- 3 ワーキングチームにリーダー及びサブリーダーを置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 リーダーは、ワーキングチームを代表し、会務を総理する。
- 5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき、又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 ワーキングチームの会議の運営は、推進会議の会議運営の例による。

資料編

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市民生活部子育て支援課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

役職	職
会長	市民生活部長
副会長	市民生活部次長
委員	総務部総務課長
	総務部危機対策課長
	企画部企画課長
	企画部市民協働課長
	市民生活部社会福祉課長
	市民生活部子育て支援課長
	市民生活部健康推進課長
	産業経済部産業戦略課長
	建設部建設課長
	教育部学校教育課長
	教育部社会教育課長

別表第2(第5条関係)

部署
総務部総務課
総務部危機対策課
企画部企画課
企画部市民協働課
市民生活部社会福祉課
市民生活部子育て支援課
市民生活部健康推進課
産業経済部産業戦略課
建設部建設課
教育部学校教育課
教育部社会教育課

栗原市子ども・子育て会議 委員名簿

	区 分	所 属	氏 名	備 考
1	子どもの保護者	在宅の保護者（瀬峰子育て支援センター利用児童の保護者）	杵渕 由香	
		保育所保護者の代表（一迫保育所入所児童の保護者）	野口 岳	
		小学校保護者の代表（鶯沢小学校PTA会長）	菅原 正広	
2	事業主を代表する者	ジオマテック(株)金成工場総務課	菊池 健	
		(株)倉元製作所総務課長	高橋 伸士	
3	労働者を代表する者	連合宮城仙北地域協議会	藤村 孝喜	
		元伊藤ハムデイリー労働組合中央執行委員長	大久保秀郷	
4	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	築館聖マリア幼稚園園長	仲鉢 玲子	会長代理
		築館小学校長	千葉 文彦	
		志波姫母親クラブ代表	鈴木 由美	
		栗原市社会福祉協議会地域福祉課（放課後児童クラブ）	佐藤 一繁	
5	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	元栗原市スポーツ少年団本部長	後藤 昭五	会長
		元若柳町青少年育成推進員	千葉 孝順	
6	その他市長が適当と認める者	宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所技術次長兼母子・障害班長	由井 幸子	
		栗原市市民生活部健康推進課長	小野寺勝江	
		栗駒地区主任児童委員	菅原 順子	

用語解説

用語	定義・概要
子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」(以下、この項で「法」という。) ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」 (認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(法第61条)
幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる(株式会社等の参入は不可)。 (認定こども園法第2条) ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。(以下の項で同じ)
子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援(法第7条)
教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。(法第7条)
施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条、法第27条)
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条、法第31条)
確認を受けない幼稚園	施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園を言う。(法附則第7条)
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)
地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(法第11条)

特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。 (法第29条、法第43条)
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。 (法第7条)
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)
保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。 (法第19条) 【参考】認定区分 ・1号認定子ども: 満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども ・2号認定子ども: 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども) ・3号認定子ども: 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)
「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(法第31条) ※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。
地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。 (法第59条)

栗原市マスコット

ねじりほんによ



平成27年3月

発行：栗原市

編集：栗原市市民生活部子育て支援課
